

新行財政改革大綱

平成 2 4 年度実績及び
平成 2 5 年度実施計画

秋 田 県

目 次

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進	1
(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営（一連番号1）	1
(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進（一連番号2）	2
2 市町村・民間との役割分担	4
(1) 市町村に対する権限移譲の推進（一連番号3）	4
(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進（一連番号4）	5
(3) アウトソーシングの推進（一連番号5）	7
3 多様な主体との協働の推進	8
(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を 推進するための環境整備（一連番号6）	8
(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成（一連番号7）	11
4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信	13
(1) 知事と県民との対話の推進（一連番号8）	13
(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり（一連番号9）	15
(3) 秋田をアピールする情報発信（一連番号10）	17

II 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革	20
(1) 職員研修の見直し（一連番号11）	20
(2) 専門性を持った職員の計画的育成（一連番号12）	22
(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進（一連番号13）	24
(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し（一連番号14）	26
2 不断の業務改善の推進	27
(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善（一連番号15）	27
(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用（一連番号16）	29
(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し（一連番号17）	31
3 県民の利便性の向上	32
(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化（一連番号18）	32
(2) 電子自治体の推進（一連番号19）	33
(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進（一連番号20）	35
(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進（一連番号21）	37
4 県政運営の公正の確保と透明性の向上	39
(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進（一連番号22）	39
(2) 職員の再就職に関する透明性の確保（一連番号23）	41

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し	4 3
(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し (一連番号24)	43
(2) 出資法人等への関与の縮小 (一連番号25)	44
2 知事部局の組織の再編・見直し	4 5
(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編 (一連番号26)	45
(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し (一連番号27)	46
3 知事部局以外の機関の改革	4 7
(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上 (一連番号28)	47
(2) 県立高等学校の統合 (一連番号29)	50
(3) 警察本部の改革 (一連番号30)	52
(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討 (一連番号31)	53
(5) 議会事務局サポート機能の強化 (一連番号32)	54
4 地方独立行政法人の経営改善	5 6
(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立 (一連番号33)	56
(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進 (一連番号34)	57

Ⅳ 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保	5 9
(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保 (一連番号35)	59
(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援 (一連番号36)	61
2 歳出の見直し	6 2
(1) 人件費の縮減 (一連番号37)	62
(2) 県単独補助金の見直し (一連番号38)	64
(3) 公共投資の重点化及びコスト削減 (一連番号39)	66
(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減 (一連番号40)	68
(5) 県債発行額の抑制 (臨時財政対策債を除く) によるプライマリー バランスの黒字確保 (一連番号41)	70
3 歳入の確保	7 2
(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上 (一連番号42)	72
(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進 (一連番号43)	74
(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等 (一連番号44)	76
(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用 (一連番号45)	79
4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進	8 0
(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組 (一連番号46)	80
(2) 経営評価の実施と経営健全化 (一連番号47)	82

新行財政改革大綱・24年度実績の評価について

○ 数値目標のあるもの

- ・ 次の計算式により算出された値を（表1）に当てはめて、4区分で行っている。

$$(\text{実績値} - \text{基準値}) \div (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100 (\%)$$

（表1）

区 分	算 出 値
A	100%以上
B	80%以上100%未満
C	50%以上80%未満
D	50%未満

なお、一連番号4の「県有施設の譲渡又は貸与の実施施設数」や5の「事務事業の新規アウトソーシング数」など、計画の最終年度（25年度）までの累計を目標と捉えるべきもの（注1）は、上記計算式の「実績値」及び「目標値」とも評価対象年度までの累計に置き換えて（注2）算出する。

（注1）一連番号4、5、6、15、36、38、40、43、44、45

（注2）実績値 → 現状値＋22年度実績値＋23年度実績値の累計＋24年度実績値の累計
 目標値 → 現状値＋22年度目標値＋23年度目標値の累計＋24年度目標値の累計

- ・ 数値目標が2つあるものについては、A～Dの4区分された評価について、（表2）により数値換算し、その平均（小数点以下切り捨て）により判定している。

（表2）

区 分	A（4点）	B（3点）	C（2点）	D（1点）
A（4点）	A	B	B	C
B（3点）	—	B	C	C
C（2点）	—	—	C	D
D（1点）	—	—	—	D

○ 数値目標のないもの

- ・ 「取組の内容」、「取組の成果」、「所管課における1次評価」等を総合的に勘案し、（表1）に準じて判定している。

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進

(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営

一連番号

1

所 管 課

市町村課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 協働政策会議の設置及び運営（総会の開催等） ■ 県と市町村が双方向で政策等の提案・協議を行い、合意形成に努める秋田県・市町村協働政策会議の総会を開催します。（5月、11月） ■ 必要に応じて、知事と特定の地域の市町村長が地域課題について協議する地域会を開催します。（随時）	■ 5月と11月の総会において、次の事項について協議し、それぞれ県と市町村が協働、連携して取組を進めることを確認しました。 <5月> ・持続的な森林経営のあり方および再生可能エネルギーに関する研究会の設置 ・秋田県市町村未来づくり協働プログラムの推進 ・「節電」に向けた行動の促進 <11月> ・国保事業の広域化に向けた取組の推進 ・「県民1人1スポーツ」運動推進 ・高齢者等への除雪支援の検証 ■ 知事と県北地域の9市町村長等による県北地域会を開催し、県北地域の観光振興や地域医療の充実、移住・定住に向けた取組等について協議しました。（1月）	■ 県と市町村が双方向で政策等の提案・協議を行い、合意形成に努める秋田県・市町村協働政策会議の総会を開催します。（5月、10月） ■ 必要に応じて、知事と特定の地域の市町村長が地域課題について協議する地域会を開催します。（随時）

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

協働政策会議において、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの推進、「県民1人1スポーツ」運動の推進、高齢者等への除雪支援の検証など、県・市町村に共通する課題が双方から提案され、それぞれ協働・連携していくことについて合意が得られたことからA評価としました。

(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進

一連番号

2

所 管 課

市町村課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 機能合体（業務の共同化や一体化）等の推進 ■ 平鹿地域振興局と横手市との機能合体の取組を引き続き進めます。（通年） ■ 23年度の研究会等における検討結果を踏まえ、観光分野での新たな機能合体組織の設置など、各地域における機能合体の取組を推進します。（通年） ■ 各分野において機能合体の取組を推進します。（通年） (1) 観光振興 新たに山本、雄勝地域において機能合体組織を設置するなど、各地域において、広域観光推進などの関連業務を共同実施します。 (2) 消費生活相談 生活センターと北部・南部消費生活相談室において、市町村相談担当者を受け入れ、実務研修を通じて共同で相談業務を実施します。	■ 平鹿地域振興局及び横手市の観光部門を横手駅前の「よこてイースト」内に移転し、新たに横手市観光連盟も加え、官民一体となった取組を実施しました。（4月～） 地域振興局に入居している横手市の建築確認部門が、限定特定行政庁から特定行政庁に切り替えられました。（4月～） ＜特定行政庁とは＞ 建築確認等を行う行政機関のことをいいます。横手市は、住宅、小規模な建物などの建築確認等を行う限定特定行政庁でしたが、4月からその他の大規模な建物等の建築確認もできる特定行政庁となりました。 ■ 山本、雄勝地域において、県・市町村による観光分野の機能合体組織を設立し、広域観光推進などの関連業務を協働実施したほか、各分野で県と市町村の協働を進めました。（通年） ■ 各分野において機能合体の取組を推進しました。（通年） (1) 観光振興 新たに山本、雄勝地域において機能合体組織を設置したほか、各地域において県・市町村が協働で、誘客活動や受入態勢整備、情報発信等を行いました。 (2) 消費生活相談 生活センターと北部・南部消費生活相談室において、市町村相談担当者を受け入れ、県相談担当者とともに相談業務を行う等の受入実務研修を実施しました。	■ 引き続き、平鹿地域振興局と横手市との機能合体の取組を進め、新たな部門のワンフロア化や協働方策について協議を行い、実施可能なものから取組を進めます。（通年） ■ 平鹿地域の機能合体をモデルとして、他の地域でのワンフロア化や新たな分野での協働について検討を進め、実施可能なものから取り組みます。（通年） ■ 各分野において機能合体の取組を推進します。（通年） (1) 観光振興 引き続き、県・市町村の機能合体組織等を通じて、観光ルートの開発や受入態勢整備、情報発信、物産振興等に取り組みます。 (2) 消費生活相談 引き続き生活センター等で市町村相談担当者の受入実務研修を行うとともに、県と市町村相互の窓口について、県民への周知を図ります。

(3) 職員研修 県・市町村職員の合同研修として、能力開発研修及び役職段階別研修を実施します。 (4) 地方税徴収対策 県と全市町村による「秋田県地方税滞納整理機構」を運営し滞納整理を促進します。 (5) 生活排水処理の広域共同化 新たに 8 地区の農業集落排水施設及びし尿処理場を県流域下水道に接続します。 (6) 道路維持管理 県管理道路と市町村道の交換除雪、道路パトロールの一体化等を実施します。 (7) 秋田内陸活性化本部 県、北秋田市及び仙北市による秋田内陸活性化本部を引き続き設置し、駅機能の多様化による賑わい創出や、企画切符の首都圏での販売促進などの事業を共同実施します。 (8) その他 WEB 会議システム、事務所の相互利用、電子入札システムの共同利用等の取組を実施します。	(3) 職員研修 県・市長会・町村会の三者合同で、「役職段階別」「能力開発研修」を実施し、39 講座 1,173 人が受講しました。 (4) 地方税徴収対策 市町村からの引継事案について滞納処分（差押）を執行するなど、滞納整理を促進しました。 ※ 一連番号 42 参照 (5) 生活排水処理の広域共同化 新たに8地区の農業集落排水施設を県流域下水道に接続したほか、秋田市のし尿処理施設についても接続し、汚水・汚泥処理の広域共同化を推進しました。 (6) 道路維持管理 県管理道路と市町村道の交換除雪を実施したほか、市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化等を実施しました。 ・除雪 88 路線 152.9km ・パトロール 23 路線 115.1km (7) 秋田内陸活性化本部 県、北秋田市及び仙北市による機能合体組織として、地域と連携したマイレールキャンペーンや沿線外での誘客イベントなどを共同実施しました。 ・のりものまつり (5 月・阿仁合駅前) ・マイレールキャンペーン (8 月～ 3 月・沿線 106 店舗参加) 等 (8) その他 WEB 会議システムによる各種相談業務等、事務所の相互利用、電子入札システムの共同利用（大仙市、由利本荘市、男鹿市）等の取組を実施しました。	(3) 職員研修 カリキュラムの見直しを行いながら、県・市町村協働で「役職段階別研修」「能力開発研修」を実施します。 (4) 地方税徴収対策 県と全市町村による「秋田県地方税滞納整理機構」を運営し、滞納整理を促進します。 (5) 生活排水処理の広域共同化 引き続き、し尿処理等の広域共同化に取り組むとともに、県生活排水処理整備構想や県下水汚泥処理総合計画の見直しを市町村と協働で行います。 (6) 道路維持管理 県管理道路と市町村道の交換除雪、道路パトロールの一体化等を実施します。 (7) 秋田内陸活性化本部 県、北秋田市及び仙北市による秋田内陸活性化本部を引き続き設置し、春期後半の列車増発により春のゴンドラ利用への誘客を図るほか、沿線文化系団体との交流促進、各駅周辺の情報や大館市、弘前市の情報を掲載した小冊子の作成等を実施します。 (8) その他 WEB 会議システム、事務所の相互利用、電子入札システムの共同利用等の取組を実施します。
--	--	--

2 24 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】 これまでの機能合体の取組を着実に進めていることに加え、山本、雄勝地域において、観光分野で新たに県と市町村の機能合体組織を設置し、広域観光推進などの関連業務を共同で実施したほか、新たに 8 地区の農業集落排水施設を県流域下水道に接続するなど、県と市町村の機能合体が一層進んだことから A 評価としました。	

2 市町村・民間との役割分担

(1) 市町村に対する権限移譲の推進

一連番号

3

所 管 課

市町村課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 市町村への権限移譲の推進に関する条例による権限移譲の推進 ■ 第2次一括法等により25年4月から新たに市町村に法定移譲される事務のうち、県の権限移譲条例で既に移譲対象としているものや多くの市町村が受け入れている事務などを重点項目に選定し、関係市町村に対して新規移譲事務の受入れを働きかけます。また、国が今通常国会に提出予定の第3次一括法案の動向に留意しつつ、県条例による移譲対象事務に影響がある場合は、速やかに市町村へ情報提供します。(5月～10月) ■ 権限移譲に伴う市町村への各種サポートを充実させます。(通年) - 県担当職員を権限移譲サポーターに指定し、権限移譲に係る包括的支援体制を整備 - 移譲事務の処理経費等として権限移譲推進交付金を交付 - 権限移譲受入状況を勘案し、県職員4名を市町村に派遣 - 法定移譲事務を含め権限移譲対象事務に係る説明会を市町村単位で開催	■ 市町村ごとに受入れが望ましいと思われる事務を選定し、当該事務を中心に、県の担当課から内容の説明を行い、受入を働きかけ、新たに101件の事務の市町村への移譲が決定しました。(6月～10月) ■ 権限移譲に伴う各種サポートを行いました。(通年) - 県担当職員を権限移譲サポーターに指定し、権限移譲に係る包括的支援体制を整備 - 移譲事務の処理経費等として権限移譲推進交付金を交付 - 権限移譲受入状況を勘案し、県職員4名を市町村に派遣 - 法定移譲事務を含め権限移譲対象事務に係る説明会を市町村単位で開催	■ 必要に応じて市町村に対する事務内容の説明を行い、受入要望がある事務について、移譲を行います。 また、新たに法令により市町村に権限移譲される事務（法定移譲事務）について、その都度市町村に情報提供します。(通年) ■ 権限移譲に伴う市町村への各種サポートを引き続き実施します。(通年) - 権限移譲サポーター制度 - 財政的支援 - 人的支援 - 情報提供等

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■権限移譲率	%	目 標	46.5	55.0	70.0	73.0	75.0
		実 績	(21年度)	52.0	61.4	71.4	
		評 価		C	C	B	

※ 各年度10月時点

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

B

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

—

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

一連番号

4

所 管 課

観光戦略課

県民生活課

福祉政策課

スポーツ振興課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 県有観光施設の譲渡に向けた協議及び譲渡 ■ 24年秋まで仁賀保高原サイクリングロードの修繕工事を行い、その後速やかに譲渡します。（1月） ◎ 湯沢雄勝広域交流センターの譲渡 ■ <22年度実施済> 湯沢雄勝広域市町村圏組合に対して譲与。（22年4月） ◎ 県有社会福祉施設の譲渡又は貸与 ■ <23年度実施済> 社会福祉法人「秋田県社会福祉事業団」に対して譲渡等を実施。（23年4月） <譲与> ・水林通勤寮 <無償貸与> ・心身障害者コロニー ・身体障害者更生訓練センター ・阿桜園 ・高清水園 ・南部老人福祉総合エリア（養護老人ホーム、軽費老人ホーム） ◎ 地域活性化施設の地元自治体等との協議・検討を踏まえた譲渡 ■ 能代山本スポーツリゾートセンター（通称：アリナス）及び大館樹海ドームについて、引き続き地元自治体等への譲渡受入れの働きかけを行います。（通年）	■ 11月までに修繕工事を終了し、県、にかほ市の条例改正手続を経て、対象財産の引渡、譲渡を完了しました。（1月） ■ <22年度実施済> ■ <23年度実施済> ■ 能代山本スポーツリゾートセンター（通称：アリナス）及び大館樹海ドームについて、地元自治体に対し、譲渡受入れの協議を実施しましたが、各施設とも広域的な利用がなされている施設である等の理由から受け取り困難との見解を示され、譲渡には至りませんでした。（3月）	■ <24年度実施済> ■ <22年度実施済> ■ <23年度実施済> ■ 地元自治体に対し、譲渡受入れの条件等を確認し、その内容を踏まえ譲渡に向けた働きかけを行います。（8月）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ 県有施設の譲渡又は貸与の 実施施設数	施設	目 標	1 (21 年度)	1 (1)	8 (9)	1 (10)	1 (11)
		実 績		1 (1)	6 (7)	1 (8)	
		評 価		A	C	B	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	B
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】	

(3) アウトソーシングの推進

一連番号

5

所 管 課

総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ アウトソーシングの推進 ■ 「民間にできることは民間に」という役割分担の考え方の下、事務事業の見直し手法の1つとして、アウトソーシングを着実に推進します。（通年） ◎ 協働化テストの実施 ■ < 23年度検討済 > 21年度の実施状況（提案15件、採択1件（※））を受けて検討した結果、アウトソーシングの手法としての「秋田県版協働化テスト」は見送り。 （※）公益法人制度改革対応共同実施説明会	■ 24年度は、研修会の開催や営繕工事監督業務など8件のアウトソーシングを行いました。（通年） ■ < 23年度検討済 >	■ 「民間にできることは民間に」という役割分担の考え方の下、事務事業の見直し手法の1つとして、アウトソーシングを引き続き着実に推進します。（通年） ■ < 23年度検討済 >

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■事務事業の新規アウトソーシング数	件	目 標	16 (20年度)	15 (15)	15 (30)	15 (45)	15 (60)
		実 績		16 (16)	14 (30)	8 (38)	
		評 価		A	A	B	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

B

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

—

3 多様な主体との協働の推進

(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を推進するための環境整備

一連番号

6

所 管 課

地域活力創造課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 企業とNPOとのワークショップの開催 ■ 県内3地区において、年2回企業とNPO等との具体・実地的な協働ワークショップやセミナーを開催します。 (10月～3月) ◎ あきたスギッチファンドへの補助・運営への参画 ■ 23年度同様の補助・支援策を講じ、県内NPO活動を資金面等で支援します。 ・事務局職員計2名の配置 ・同ファンド助成事業への補助金支給 ・同ファンド助成事業選考委員会への選考委員としての参加 (5月、7月、1月) ・運営委員会への参加（随時） ・広報活動への支援（随時） あきたスギッチファンド 県民や企業などからの寄附金を原資として地域の課題を解決しようとする団体へ助成する仕組みで、「特定非営利活動法人あきたスギッチファンド」が運営しています。	■ 「NPO派遣相談員」を県内3か所にあるNPOサポートセンターに配置し、ワークショップやセミナーを通して企業のCSRとNPO等との協働実践を41件を実施しました。 (5月～3月) 協働実践例 ・被災地支援をしているNPOとアーティストが企業（大手スーパー）の協力を得て駐車場で被災地慰問ライブを開催。 企業のCSR 企業の社会貢献活動。NPO等との連携による地域課題解決の促進が期待される。 ■ 「あきたスギッチファンド支援事業」（総額12,300千円）による支援を行いました。 (通年) ・専任職員2名配置による事務局体制と寄附金募集活動強化 (5,780千円) ・助成事業経費の一部助成 (2,800千円) ・PR活動用冊子『助成金活用レポート』作成(3,720千円) ・ファンド運営委員会出席、助成事業選考委員としての事業採択などを通して寄附金等の募集活動支援とファンドの有効活用を図りました。	■ NPOを育成・支援するために必要な事業を再編整理し、「NPO経営安定化等対策事業」として展開します。 「NPO経営安定化等対策事業」 企業の社員等を含めた協働コーディネーターの育成のためのセミナー、ワークショップを開催し、安定収入の確保、効果的な広報手法、経理のスキルアップなど県内NPOの経営管理能力向上を図ります。(5月～3月) 「中間支援NPO経営相談事業」 県内3か所のサポートセンターの「NPO派遣相談員」「インキュベーションマネージャー」「協働推進専門員」を活用し、コミュニティビジネス立ち上げ支援、NPOと企業との協働促進、創業支援等を推進します。 (通年) ■ 「あきたスギッチファンド支援事業」（総額6,550千円）による支援を行います。(通年) ・専任職員1名配置による事務局体制と寄附金募集活動強化 (3,550千円) ・助成事業経費の一部助成 H25限り (3,000千円) ・『助成金活用レポート』の活用、ファンド運営委員会出席、助成事業選考委員としての事業採択とともに、26年以降のファンド自立へ向けて包括協定企業への協力依頼など新たな募集先の開拓を強化します。

◎ 多様な主体との協働事業の推進 ■ 県主催事業の参加者など多様な主体に対し、市民活動情報ネット等により「県民協働行動指針」の周知を図ります。(通年) ■ 県民協働フェスタを、県内 3 地区で民間主体の実行委員会形式により開催します。 また、各セミナーを、同時期に開催し、県民協働フェスタとの相乗効果を図ります。(9 月)	■ 県内 N P O 等に「新しい公共支援事業説明会」(4 月)や N P O サポートセンターに配置した冊子により「県民協働行動指針」を周知しました。(通年) また、「新しい公共」の協働プラン提案事業により実践的な取組を推進しました。(7 事業) 主な取組内容 ・「高齢・過疎地域」における共助力アップ支援事業 (N P O 法人秋田県南 N P O センター) ・ワーキングハウス開設運営事業 (N P O 法人大仙親と子の総合支援センター) ■ 県内 3 地区で N P O 等、企業、経済団体、大学生などで構成する実行委員会による「あきた協働ウィーク・県民協働フェスタ 2012」が開催され、135 団体 2,077 名の市民が参加しました。(9 月)	■ 県職員向けの『秋田県協働推進ガイド』(21 年度改訂)及び県民向けの『県民協働行動指針』(22 年度発行)を統合し、地域に最も身近な市町村との協働について県民と県職員の実践を促す内容に再編纂します。(6 月) ■ 協働の輪を広げ、N P O 支援センター以外の新たな担い手の可能性を探るため、これまでの開催場所や委託先に拘わらず、大学生や企業などの参画を得ながら新たな手法・企画で効果的な内容の県民協働フェスタを開催します。(9 月)
◎ 情報誌・市民活動情報ネットによる市民活動情報の発信 ■ 県内 3 地区毎に年 10 回市民活動情報誌を作成するとともに、市民活動情報ネットに掲載することでより多くの県民の目に触れられるようにします。(通年) また、市民活動情報ネットを改修し、情報誌の掲示、受発信機能の改善、セキュリティの強化等を図ります。(12 月～)	■ 県北版『んだすな』中央版『かだれ』県南版『はんさん』の 3 情報誌をそれぞれ年 10 回発行するとともに、市民活動情報ネットに掲載し、地域の N P O 活動紹介・イベント告知・活動スキルの向上・支援制度などの情報発信を行いました。(通年) また、開設以来 8 年が経過した市民活動情報ネットについて、掲載文字数や写真データ容量の制限の改善や不正アクセス防止のセキュリティ対策等の改修を実施しました。(3 月)	■ 引き続き県内 3 地区毎に市民活動情報誌を年 10 回作成するとともに市民活動情報ネットに掲載し、市民活動情報の発信に努めます。(通年) また、3 地区それぞれの企画で編集されている情報誌について、発信スキルアップを図り、読者からの意見も伺いながら、レベルの統一化、共同企画の創設など情報発信力を強化します。(6 月～2 月)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■県とNPO等との協働件数	件	目 標	87 (20 年度)	90 (90)	95 (185)	100 (285)	105 (390)
		実 績		155 (155)	163 (318)	88 (406)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成

一連番号

7

所 管 課

地域活力創造課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 協働コーディネーター研修の実施 協働コーディネーター NPO、企業、地域住民など多様な主体同士の協働を実現するため、企画・運営を含めた全体をプロデュースする役割を担う人。 ■ 協働による地域づくりに対する理解を深め、協働をコーディネートすることのできる人材の育成を図るとともに、多様な主体が交流し、協働を推進するための研修会を実施します。（7月） ■ 協働による地域づくりに対するセミナーの開催及びNPO等へのコンサルティングを行います。（随時） ◎ 協働セミナーの実施 ■ 同上（上記協働コーディネーター研修と統合）	■ 中間支援組織（NPOサポートセンター）やNPO等、企業、大学、行政職員などを対象に、講義及びワークショップを開催して協働コーディネーターとしての専門的な知識の習得とNPO及び県・市町村職員との交流の場を設けました。（10月/36名参加） 中間支援組織 市民活動を行う団体の運営又は活動に関する相談業務や情報提供などを行う組織。 県内3か所に設置されたNPO活動支援センターは中間支援組織が指定管理者となり、地域のNPO等の活動拠点として相談や活動支援を実施。 ■ 「NPOサポートセンター研修」 ・NPOサポートセンター（東京都）に公募による3名を派遣し、前期・後期併せて4週間の研修を実施しました。 〔NPO・企業・行政との協働、NPO支援の基礎、会員、寄附者の増加など〕（通年） 「インキュベーション・マネージャー養成事業」 ・（財）日本立地センターが実施するインキュベーション・マネージャー研修に公募によ	◎協働の取組強化 ■ 全庁的な協働推進体制の再構築に向けて、(1)推進組織づくり、(2)NPOとの協働活動の実践、(3)県・市町村職員研修の実施を柱として効果的な方策を検討し早期に実施に移していきます。（通年） ■ 各地域振興局での協働推進連絡会議を定期開催し、情報・意見交換等を通じて地域課題の解決等を目指した協働の取組の実践・推進を図ります。（通年） ■ 地域活力創造課及び各地域振興局に協働活動支援員を配置し、上記セミナー・会議の開催のほか、市町村、NPO等と連携した協働事業の企画・実施、スグッチファンドへの募金活動への協力等を行います。（通年） ■ 各NPO支援センターと連携してNPO等のコミュニティビジネスや企業・大学等の社会貢献事業への推進を図ります。（通年） ■ NPOを育成・支援するために必要な事業を再編整理し、「NPO経営安定化等対策事業」として展開します。 ※一連番号6参照

	る3名を派遣しました。(前期・後期研修の間にOJTを受講) 「研修修了者によるNPO指導」 研修修了者を指導者としたNPO向け実地指導を県内3地区で実施しました。	
--	---	--

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■協働コーディネーター研修受講者数 ※累計	人	目 標	29	60	90	120	150
		実 績	(21年度)	63	104	134	
		評 価		A	A	A	

※ 受講者の延べ人数の累計。

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■協働コーディネーター育成数 ※累計	人	目 標	29	40	50	60	70
		実 績	(21年度)	55	89	108	
		評 価		A	A	A	

※ 新規の受講者の累計。

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信

(1) 知事と県民との対話の推進

一連番号

8

所 管 課

秘書課

総合政策課

広報広聴課

総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 知事と県民との意見交換会の実施 ■ 知事と県民の座談会形式の意見交換会を各地域振興局単位で実施します。また、この中で、県政に若者の意見を反映させることを目的に、学生等との意見交換会を実施します。 (7～8月)	■ 知事と県民の座談会形式の意見交換会を各地域振興局単位（県内 9 会場）で実施しました。 また、この中で、県政に若者の意見を反映させることを目的に、ノースアジア大学を会場として、同大学観光学科の学生 8 名と「観光産業の振興」をテーマに意見交換を実施しました。 (7～8月) 【開催テーマ】「ふるさと秋田元気創造プラン」に関連した分野から各会場ごとに設定。 【開催日】7～8月の計5日間 【参加者数】9会場で66名	■ 知事と県民の座談会形式の意見交換会を各地域振興局単位で実施します。また、この中で、県政に若者の意見を反映させることを目的に、学生等との意見交換会を実施します。 (7～9月)
◎ 現地、現場での対話の推進 ■ 定例広報番組「あきたびじょん+（プラス）」に知事が出演する機会をとらえ、収録等で知事が各地域を訪れる際には、番組出演者等と意見交換を行うなど、現地や現場での県民との対話を推進します。(4月～)	■ 定例広報番組「あきたびじょん+（プラス）」に、知事が出演した際（新春特番除く 5 回の出演時）、番組出演者等と意見交換を行うなど県民等との対話を進めました。(4月～)	■ 引き続き定例広報番組「あきたびじょん+（プラス）」に知事が出演する機会をとらえ、収録等で知事が各地域を訪れる際には、番組出演者等と意見交換を行うなど、現地や現場での県民との対話を推進します。 (4月～)
◎ 知事への手紙などの広聴活動の実施 ■ 引き続き「知事への手紙」や電子メール「info」で県民からの意見・要望等を幅広く受け付け、担当部局において新たな施策推進の契機としたり、業務改善等に役立てたりします。 (4月～)	■ 県政への意見・要望等を受け付ける「知事への手紙」は、24年度中に 749 件寄せられ、各担当部局において施策・事業へ反映させるよう努めました。 (通年)	■ 引き続き「知事への手紙」や電子メール「info」で県民からの意見・要望等を幅広く受け付け、担当部局において新たな施策推進の契機としたり、業務改善等に役立てたりします。 (4月～)

■ パブリックコメントの実施により、多くの県民の意見・提言を県政に反映させ、政策形成過程の公正性と透明性の向上を図ります。（通年）	■ 36（地方分権改革一括法関連 20 を含む）の案件でパブリックコメントを実施しました。75 人（地方分権改革一括法関連 18 人を含む）から合計 159 件（地方分権改革一括法関連 35 件を含む）の意見が出され、政策形成過程において、県民の意見・提言を県政に反映させました。（通年）	■ パブリックコメントの実施により、多くの県民の意見・提言を県政に反映させ、政策形成過程の公正性と透明性の向上を図ります。（通年）
■ パブリックコメント実施に当たっては、美の国あきたネットへ計画等の案を掲載するほか、地上デジタル放送のデータ放送に案の概要を掲載するなどの方法で、制度の周知に努めます。（通年）	■ パブリックコメント実施に当たっては、美の国あきたネットへの掲載や各地域振興局への備え付けによる計画案の公表に加え、地上デジタル放送のデータ放送により意見募集のお知らせを行い、より多くの方から意見をいただけるよう配慮しました。（通年）	■ パブリックコメント実施に当たっては、計画等の案を美の国あきたネットへの掲載し、各地域振興局へも備え付け、さらに、地上デジタル放送のデータ放送にパブリックコメントを実施している旨を掲載し、制度の周知に努めます。（通年） ◎ あきた県庁出前講座等を通じた情報の受発信 ■ 県民からの要請に応じて、職員を講師として派遣する「あきた県庁出前講座」等を引き続き実施し、県の施策・事務事業を県民に分かりやすく説明するとともに、受講者を通じて当該施策等に対する県民意見の把握に努めます。 25 年度のあきた県庁出前講座は産業、教育、福祉、環境など各分野から、県民の関心が高い施策等 183 メニューについて実施します。（通年）

2 24 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】 24 年度実施計画については、おおむね予定どおり実施し、様々な形で、県民の皆様から御意見をいただくことができたことから、A 評価としました。	

(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり

一連番号

9

所 管 課

総合政策課

総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 県民参加型計画策定方針に基づく県民参加の促進 ■ 同方針に基づき、当該年度に策定を予定している各種計画の策定プロセスを県のウェブサイト上で公表することにより、計画策定への県民の積極的な参画を促します。（通年） ■ 23年度に策定した計画における県民参画の実績についてウェブサイト上で公表し、計画策定の透明性を確保します。（5月） ◎ 審議会委員の共同公募の実施 ■ 審議会等委員について、引き続き、年2回の共同公募を行います。（8月、2月） ◎ 審議会委員の公募制の拡大 ■ 現在、公募を実施していない審議会等について、公募制の可否を精査し、公募制導入の拡大を図ります。（6月、12月） ■ 新たに設置する審議会等についても公募制の導入を積極的に検討し、公募制導入の拡大を目指します。（通年）	■ 同方針に基づき、24年度に策定予定の7件の計画について策定プロセスを県のウェブサイト上で公表し、計画策定への県民の参加促進を図りました。（6月） ■ 23年度に策定した11件の計画における県民参画の実績についてウェブサイト上で公表し、計画策定の透明性を確保しました。（6、7月） ■ 改選期を迎えた80審議会等のうち32審議会等で委員の公募を行いました。（8月、2月） ■ 導入に向けた働きかけによりこれまで公募を実施していなかった2審議会が新たに公募制を導入しました。 ■ 新たに設置された1審議会等についても公募制の導入を検討しましたが、委員には、高度の専門性が必要だったことから、公募制には至りませんでした。（12月）	■ 「秋田県県民参加による計画策定方針」（22年7月施行）に基づき、当該年度に策定を予定している各種計画の策定プロセスを県のウェブサイト上で公表することにより、計画策定への県民の積極的な参画を促します。（通年） ■ 24年度に策定した計画における県民参画の実績についてウェブサイト上で公表し、計画策定の透明性を確保します。（5月） ■ 25年度に策定する第2期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）について、新聞や広報紙等を活用し、計画策定の過程を分かりやすく周知するとともに、広く県民意見を募集し、「戦略の見える化」及び県民参加型の計画策定を推進します。（7月以降予定） ■ 審議会等委員について、引き続き、年2回の共同公募を行います。（8月、2月） ■ 現在、公募を実施していない審議会等について、公募制の可否を精査し、公募制導入の拡大を図ります。（6月、12月） ■ 新たに設置する審議会等についても公募制の導入を積極的に検討し、公募制導入の拡大を目指します。（通年）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■委員の公募制を導入している 審議会等の割合	%	目 標	40.5	43.0	45.0	47.0	50.0
		実 績	(21 年度)	40.5	41.7	42.1	
		評 価		D	D	D	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	D
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 委員の公募制導入に向けた働きかけにより、新たに制度を導入した審議会等（2 審議会等）はあったものの、公募をやめた審議会等（1 審議会等）、公募を導入していたが廃止された審議会等（1 審議会等）があり、増減 0 となりました。また、「高度の専門性を求められる」、「すべての委員が職指定されている」との理由から、公募制を導入できない審議会等が固定化しており、導入率の向上につながらなかったことから、目標値に届きませんでした。	

(3) 秋田をアピールする情報発信

一連番号

10

所 管 課

広報広聴課 イメージアップ推進室

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 全庁挙げての新たなイメージアップ戦略の展開 ■ 秋田の本質的な魅力を首都圏を中心に全国に向けてアピールするため、「あきたびじょん」のテーマに沿ったポスターを7種類制作し、既存のポスターを含めて駅、空港、商業ビル等に掲出します。（4月～12月） ■ 「あきたびじょん」の11テーマに基づく秋田の魅力を広くPRするマガジン、動画を制作し、首都圏を中心に全国の旅行会社、メディア関係機関等に配布するほか、インターネット上でも展開します。（4月～） ■ 在京キー局との制作協力によるテレビ番組を放映するほか、新聞社等とのタイアップによる首都圏向け記事や企画広告等を活用し、情報発信を行います。 ＜23年度実施済＞ 東京キー局及びシンガポール拠点・汎アジアテレビ局との制作協力によるテレビ番組を放映したほか、首都圏ほか各エリア向けの新聞広告により、情報発信。 （23年7月～24年2月） ■ 県民の元気を創造するための県内向けテレビ番組を制作・放映します。 ＜23年度実施済＞ 11のテーマで秋田の魅力を紹介するテレビ番組を制作し、県内民放3局で放映（各局6本）。 （24年1月～3月） ◎ 広報紙等による地域活動の情報発信 ■ 全戸配布広報紙の題名を「あきたびじょん」に変更、全面リニューアルの上、隔月12頁で発行し、県民と秋田の豊かさを	■ 秋田の魅力をビジュアル化したポスターを11種類制作し、県内の観光施設はもとより、8月から10月にかけて、首都圏のJR主要駅や空港、銀座の商業ビル等へ集中的に掲出し、秋田を印象づけるイメージPRを展開しました。（通年） ■ フリーマガジン「のんびり」を年4回発行し、全国の旅行代理店やマスメディア、ギャラリーや雑貨屋等へ配布するとともに、インターネット上で動画により、秋田に暮らす人々の生の声を配信しました。（通年） ■ ＜23年度実施済＞ ■ ＜23年度実施済＞ ■ ＜23年度実施済＞ ■ 全戸配布広報紙「あきたびじょん」を隔月で発行し、秋田の豊かさをテーマに様々な地域の情報を掲載し、県民と共有しま	■ 秋田デスティネーションキャンペーンと連動し、首都圏を中心にマスメディアやウェブサイト为主体として秋田に関する情報の露出を増やし、より深く秋田の魅力を全国へ発信します。（通年） ■ 引き続き秋田の魅力を発信するフリーマガジンを発行し、秋田への旅行や県産品の購入促進につながる動機付けを図ります。（通年） ■ ＜23年度実施済＞ ■ ＜23年度実施済＞ ■ 全戸配布広報紙「あきたびじょん」をソフトリニューアルし、秋田の豊かさをテーマとする様々な地域情報など魅力的な情報

共有する情報を掲載します。

なお、県からののお知らせ、イベント、市町村情報などは地上デジタルデータ放送に移行し、月 2 回内容を更新することで、よりタイムリーに情報発信します。(通年)

◎ ウェブサイトなどを活用した県外向け情報発信の強化

■ メールマガジンのライターを一新し、内容の充実を図りながら月 2 回配信するとともに、メールマガジン登録者数の増加に努めながら、ウェブサイトへの誘導を図ります。(通年)

■ 秋田の旬な情報を県の公式ツイッターや県職員ブログを積極的に活用し、タイムリーに発信します。(4 月～)

■ 県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の動画配信サイトである「WebTV あきた」のデータを、YouTube 等の広く一般に普及している動画配信サービスに移行し、パソコンのほかスマートフォンやタブレット端末でも閲覧できるようにするとともに、同サイトを使いやすく再構築し、利用者の情報収集の多様化に対応します。(2 月)

■ 県内の伝統文化、自然、食などの魅力を収録した 70 種類の素材映像を提供する専用ウェブサイト을新たに立ち上げ、利用者の映像活用を通してより多くの人に情報を拡散させることに

した。

また、従来は、隔月発行の広報紙で紹介していた県からののお知らせ、イベント、市町村情報について、地上デジタルデータ放送での情報提供に切り替えたことにより、情報提供の件数は、23 年度の 135 件から 444 件に大きく増加しました。

月 2 回の更新により、情報発信をよりタイムリーに行うことができるようになったほか、常時、情報提供することができるようになりました。(通年)

■ メールマガジンの記事の内容に関連するウェブサイトやフェイスブックページとのリンクを強化し、旬な情報をより充実した内容で読者にお届けしました。

こうした取組により、メールマガジンの登録者数は、3,320 人から 3,397 人に増加し、また、新たに登録した県外の読者からは他県のメルマガより読みやすく話題が豊富であるとか紹介した食べ物や製品に興味を持ったなどのお便りも多数頂戴しました。(通年)

■ 県の公式ツイッターや県職員ブログに加え、新たに県公式フェイスブックページを開設し、タイムリーな情報発信の強化を図りました。(2 月～)

■ 県の動画サイト「WebTV あきた」について、動画データを YouTube に移行するなど、全面リニューアルし、閲覧しやすいウェブサイトへの再構築を図りました。(3 月)

■ 映像ライブラリー貸出システムを構築し、映像素材を提供する環境を整備しました。なお、映像ライブラリー貸出システムをより多くの方に知っていただくため、一部のデータを

の発信を行います。

また、県からののお知らせ、イベント情報、市町村情報などの情報を地上デジタルデータ放送を活用してタイムリーに発信します。(通年)

■ 引き続き、内容の充実を図りながらメールマガジンを月 2 回配信します。

また、他のウェブサイトやフェイスブックページとのリンクなどにより、メールマガジン読者数の維持に努めます。(通年)

■ 引き続き、各種ソーシャルメディア等を活用して、タイムリーな情報発信を行います。(通年)

■ 新しいサイトの本格運用を開始し、本県のイメージアップにつながる様々な動画を発信します。(通年)

■ 映像ライブラリー貸出システムの本格運用を開始し、映像を通じてより多くの人に秋田の魅力を発信します。(通年)

よって、秋田の認知度向上を図ります。(7月)	「WebTV あきた」と共有しました。(3月)	
	映像ライブラリー貸出システム (説明) 本県の魅力を発信する映像ライブラリーを広く利活用してもらうため、映像の紹介(関連情報含む)と提供を行う Web システム。	
◎ 秋田の応援団人材データ登録者への情報発信		
■ 秋田の応援団人材データ登録者や楽天まち楽ファンクラブ登録者に広報紙「あきたびじょん」や観光イベントガイドなどを提供し、引き続き秋田の良さを県外に PR します。(通年)	■ 秋田の応援団人材データ登録者約 163 人に広報紙「あきたびじょん」や観光イベントガイドなどを提供し、秋田の良さを県外に PR しました。(通年)	■ 引き続き秋田の応援団人材データ登録者に広報紙「あきたびじょん」や観光イベントガイドなどを提供し、引き続き秋田の良さを県外に PR します。(通年)
秋田の応援団人材データ 秋田県出身又は秋田県にゆかりのある県外在住者で、自分の技術や経験などを生かし、「秋田県の活性化のために活躍したい」と考えている人を登録したデータバンク。		

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ ホームページアクセス数	万件	目 標	300	320	330	340	350
		実 績	(20 年度)	283	363	357	
		評 価		D	A	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等(数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。)]	
—	

Ⅱ 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革

(1) 職員研修の見直し

一連番号

11

所 管 課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 研修評価に基づく研修科目等の見直し ■ 研修評価を実施し、評価結果を基に科目構成や実施方法等の見直しを行い、より効果的な職員研修の実施に努めます。（4月～） ■ 意識・知識・見識とも日本一の職員を育成するため、主査級職員24名程度を対象とするおおよそ4か月間の集中的な研修を実施します。（5月～10月） ■ 国内のトップレベルで活動している講師を招いて講演会を実施し、職員のモチベーション向上に努めます。（7月～11月） ■ 新規採用職員について、実務に関する内容を充実させて、前期・中期・後期と三期に分けて研修を実施します。（4月～10月） ◎ 若手職員に対する能力開発研修の受講促進 ■ 若手職員に対して年1回の能力開発研修の受講を義務づけ、職員個人の能力向上を図りま	■ 研修評価結果を基に科目構成等の見直しを行い、25年度に向けて1科目の改廃及び2科目の講師変更を行い、より効果的な内容に改善しました。（4月～） ■ 主査級職員24名を対象とするおおよそ4か月間の集中的な研修「意識・知識・見識」実践研修を実施しました。 研修の成果は、研修生（4グループ）から知事をはじめとする幹部職員に対して政策案としてプレゼンされるとともに、担当課施策事業の検討材料として活用されました。（5月～10月） ■ 国内のトップレベルで活動している講師を招き、「地域観光とマーケティング」、「潜在能力を引き出すマネジメント」、「良い仕事」をテーマとする講演会を3回実施し、職員のモチベーション向上と意識改革に努めました。（8月～11月） ■ 新規採用職員について、接遇・ビジネスマナー、議会本会議傍聴による議会のしくみ、福祉施設体験等の実践的な科目を取り入れ、より内容を充実させました。（4月～10月） ■ 23～34歳の若手職員に対して年1回の能力開発研修の受講を義務づけ、職員一人ひとりの	■ 研修評価を実施し、評価結果を基に科目構成や実施方法等の見直しを行い、より効果的な職員研修の実施に努めます。（4月～） ■ 意識・知識・見識とも日本一の職員を育成するため、主査級職員24名程度を対象とするおおよそ4か月間の集中的な研修を実施します。（6月～10月） ■ 国内のトップレベルで活動している講師を招いて講演会を実施し、職員のモチベーション向上等に努めます。（7月～10月） ■ 新規採用職員について、実務に関する内容を充実させて、前期・中期・後期と三期に分けて研修を実施します。（4月～10月） ■ 若手職員に対して年1回の能力開発研修の受講を義務づけ、職員個人の能力向上を図りま

す。(7月～12月)	政策形成や実務等の能力向上を図り、限られた人員で県民サービスの向上に対応できる人材の育成に努めました。 (7月～12月)	す。(7月～12月)
◎ 30歳キャリア開発研修の義務化 ■ 30歳の職員に対して中堅職員研修の受講を義務づけ、自らが目指すキャリアビジョンや、ビジョン実現に向けた行動計画を作成する研修を実施します。(8月)	■ 30歳の職員に対して、中堅職員研修の受講を義務づけ、自らが目指すキャリアビジョンや、ビジョン実現に向けた行動計画を作成する研修を行いました。この研修により、県職員としての進む方向を明確にし、モチベーションアップを図りました。(8月)	■ 30歳の職員に対して中堅職員研修の受講を義務づけ、自らが目指すキャリアビジョンや、ビジョン実現に向けた行動計画を作成する研修を実施します。(8月)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 35歳未満職員の能力開発研修の受講者数	人	目 標	207	540	980	1,340	1,630
		実 績	(21年度)	534	966	1,346	
		評 価		B	B	A	

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 30歳キャリア開発研修受講者数	人	目 標	48	60	110	140	170
		実 績	(21年度)	57	97	131	
		評 価		B	B	B	

※ 数値目標は22年度からの累計人数。

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	B
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(2) 専門性を持った職員の計画的育成

一連番号

12

所 管 課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 標準的な異動サイクルの見直し ■ 標準的な異動サイクルを3年から4年に改めます。 ＜22・23年度実施済＞ ＜主任級以下の職員＞ 22年度定期人事異動から実施 ＜主査級以上の職員＞ 23年度定期人事異動から実施 ■ 26年に開催される「第29回国民文化祭」に向けた準備など、同一職員が長期に担当する必要がある業務については、所属長に対し業務進行状況等を確認し、必要な期間、職員を配置します。（4月～） ◎ 特定分野での専門的職員の育成 ■ 県税、福祉、用地交渉、企業誘致等の専門的知識や長期の経験が必要とされる業務分野については、過去に同種の業務経験を有する職員を積極的に配置します。（4月～） ■ 民間研修派遣終了者を業務上関連する課に直接復帰させるなど、人材育成に重点を置いた人事配置を行います。（4月～） ◎ 技術職員の計画的な採用と育成 ■ 食品衛生業務、農林漁業技術普及業務、建設業務のほか、農業土木分野などについても、職員再任用制度を活用し、専門技術力の円滑な継承を図ります。（4月～） ■ 獣医師など新規の採用が困難な職種について、再任用制度の積極的な活用により、住民サー	■ ＜22・23年度実施済＞ ■ 26年に開催される「第29回国民文化祭」に向けた準備など、同一職員が長期に担当する必要がある業務については、所属長に対し業務進行状況等を確認の上、継続して職員を配置しました。（4月～） ■ 県税、福祉、用地交渉、企業誘致等の専門的知識や長期の経験が必要とされる業務分野については、業務に支障が生じないよう、過去に同様の業務を経験したことがある職員を積極的に配置しました。（4月～） ■ 民間研修派遣終了者を業務上関連する課に直接復帰させるなど、民間研修の成果を業務に生かせる人事配置を行い、人材育成を図りました。（4月～） ■ 食品衛生業務、農林漁業技術普及業務、建設業務、農業土木業務などについて、再任用制度をできる限り活用し、業務に支障が生じないよう専門技術力の円滑な継承を図りました。（4月～） ■ 獣医師など新規の採用が困難な職種について、再任用制度の積極的な活用により、業務に支	■ ＜22・23年度実施済＞ ■ 26年に開催される「第29回国民文化祭」に向けた準備など、同一職員が長期に担当する必要がある業務については、所属長に対し業務進行状況等を確認し、必要な期間、職員を配置します。（4月～） ■ 県税、福祉、用地交渉、企業誘致等の専門的知識や長期の経験が必要とされる業務分野については、過去に同種の業務経験を有する職員を積極的に配置します。（4月～） ■ 民間研修派遣終了者を業務上関連する課に直接復帰させるなど、人材育成に重点を置いた人事配置を行います。（4月～） ■ 食品衛生業務、農林漁業技術普及業務、建設業務、農業土木業務などについて、職員再任用制度を活用し、専門技術力の円滑な継承を図ります。（4月～） ■ 建築など新規の採用が困難な職種について、再任用制度の積極的な活用により、住民サービ

ビスの維持・向上のため必要な 人員の確保に努めます。 (4月～)	障が生じないよう必要な人員の 確保に努めました。(4月～)	スの維持・向上のため必要な人 員の確保に努めます。(4月～)
■ 国及び公益的法人等が主催す る研修に職員を参加させること 等により、専門技術力の向上を 図ります。(4月～)	■ 国及び公益的法人等が主催す る研修に積極的に職員を参加さ せること等により、専門技術力 の向上に努めました。(4月～)	■ 国及び公益的法人等が主催す る研修に職員を参加させること 等により、専門技術力の向上を 図ります。(4月～)

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 24年度実施計画に掲げた専門性を持った職員の計画的な育成については、計画どおりに実施したことからA評価としました。	

(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進

一連番号

13

所 管 課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 職員の地域貢献活動の積極的な参加の推進 ■ 地域貢献活動を行っている職員については、活動の事情を考慮した人事配置を行うことを「定期人事異動方針」に明記するなど、職員が活動に参加するための環境整備と参加促進に向けた意識啓発に努めます。（4月～） ◎ 地域貢献活動を考慮した人事異動 ■ 消防団員等一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員については、定期人事異動においても、活動事情を考慮した配置を行います。（4月～） ◎ ボランティア休暇制度の改正 ■ < 22・23年度実施済 > 時間単位で休暇を取得できるよう制度改正（22年度） 東日本大震災の被災者支援のためのボランティア活動を行う場合、休暇上限日数を5日から7日に引き上げ（23年度） ◎ 県民運動への職員参加の促進 ■ 高齢化等集落の支援、NPO等が主催するフォーラムなど、職員が率先して参加することが求められる県民運動については、引き続き庁内ネットワークシステムを活用した情報提供、参加募集を行います。（4月～）	■ 地域貢献活動を行っている職員については、活動の事情を考慮した人事配置を行うことを「定期人事異動方針」に明記し、職員の継続的な参加や積極的な参加に向けた意識啓発に努めました。（4月～） ■ 消防団員等一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員については、定期人事異動においても、できる限り地域貢献活動に考慮して配置しました。（4月～） ■ < 22・23年度実施済 > 東日本大震災の被災者支援のためのボランティア活動を行う場合の休暇上限日数引き上げ措置は平成24年12月末で終了。 ■ 職員が率先して参加することが求められる様々な県民運動について、職員が積極的に参加できるよう、庁内ネットワークシステムを活用した情報提供を行い、参加を促進しました。（4月～）	■ 地域貢献活動を行っている職員については、活動の事情を考慮した人事配置を行うことを「定期人事異動方針」に明記するなど、職員が活動に参加するための環境整備と参加促進に向けた意識啓発に努めます。（4月～） ■ 消防団員等一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員については、定期人事異動においても、活動事情を考慮した配置を行います。（4月～） ■ < 22・23年度実施済 > ■ 職員が率先して参加することが求められる県民運動については、引き続き庁内ネットワークシステムを活用した情報提供等を行います。（4月～）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■地域貢献活動参加職員割合	%	目 標	5.8	10.0	14.0	17.0	20.0
		実 績	(21 年度)	11.1	13.5	16.6	
		評 価		A	B	B	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	B
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し

一連番号

14

所 管 課

人事課 教育庁総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 給与反映の下位職位への拡大 ■ 24年度も継続して実施します。（通年） ◎ 研究職員への評価制度の適用 ■ 研究職員への評価制度について、24年度から実施します。（通年） ◎ 給与反映の下位職位への拡大の検討・実施（教育委員会） ■ 知事部局における課長級未満の職員への給与反映状況を参考にしながら、教育庁等の課長級未満の管理職手当受給者を対象とした給与反映導入に当たっての課題等や導入時期の検討を行います。（通年） ■ 教員の人事評価のさらなる効果的な運用に向け、教育庁各担当課で、評価項目や評価手法などについての検証を継続して行います。（通年）	■ 24年度も継続して実施しました。（通年） ■ 研究職員への評価制度について、職員人事評価実施要領等を改正の上、24年度から実施しました。（通年） ■ 事務職員等に係る人事評価マニュアルを改正し、評価者による主観的評価の是正や緩厳の差の是正に資する取組を行い、給与反映導入の前提として必要となる条件の整備を図りました。（9月） ■ 人事評価者である校長の、総合教育センター研修において、「人事評価の評価項目や手法の在り方」について協議を行い、目標設定時や評価時等に管理職と評価対象者が面談し、目標を共有してその達成に向け取り組み、評価を引き続き行っていくことが有効であることが確認されました。（11月）	■ 25年度も継続して実施します。（通年） ■ <24年度実施済> ■ 給与反映の導入に向けて講じた取組の効果を確認しながら、給与反映導入の前提として必要な各種の条件整備に引き続き取り組みます。（通年） ■ 職員の資質能力の向上と組織の活性化に資する現行の「目標管理型」人事評価システムを継続します。（通年） ■ 年度当初には、小・中・県立学校の校長・教頭を対象に、人事評価に係る評価者研修を実施し、趣旨の徹底を図ります。（5月）

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

24年度実施計画に掲げた研究職員への評価制度の適用については、職員人事評価実施要領等を改正の上実施し、また、教育委員会については、給与反映の導入に向けて、評価者による評価基準・方法の正確な理解を図る等、評価の不均衡を縮小させるための対策を講じたことからA評価としました。

2 不断の業務改善の推進

(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善

一連番号

15

所 管 課

総務課

人事課

情報企画課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 業務全般にわたるきめ細かな改善の推進 ■ 事務ミス防止策には、全庁共通ルールやナレッジマネジメントの手法等も包含されていることから、事務ミス防止策に基づく取組を着実に実施し、業務改善の推進を図ります。（通年） ・職員提案 ・事務処理マニュアルの更新等 ◎ 施策・事務事業の見直し ■ 数値目標 200 件の達成に向け、班単位での努力目標数を示す等各課所の取組を促す方を検討、実施します。（通年） ◎ 円滑な業務遂行のための職員コミュニケーションの活性化 ■ 22 年度から引き続き、各職員の行動予定の共有や業務の進捗状況の把握をするため、班単位での「朝コミ」の実施について周知徹底を図ります。（4月） 朝コミ 原則業務開始時に、その日の職員の行動予定等を確認する班単位の業務打ち合わせ ◎ IT技術を活用した職員間の情報共有の推進 ■ 23 年度に引き続き、研修会の開催や使い方マニュアルの掲示を行い、職員に使い方を周知し、職員間の情報共有の推進を図り、業務の効率化を進めます。（通年）	■ 業務改善に関する職員提案のうち、改善効果が期待できる提案内容を積極的に実施しました。（通年） <改善事例> ・庁舎案内板への現在地表示 ・会議案内板の設置 ■ 業務改善や事務ミス防止策の観点から事務処理マニュアルの一斉更新を実施しました。（2月～） ■ 24 年度は廃止 26 件、縮小・効率化等 51 件のほか、民間等への業務委託や地域振興局への権限移譲等により、計 85 件の見直しを行いました。（通年） ■ 各所属長あての通知や実施状況調査などにより「朝コミ」の実施を徹底し、班内の職員コミュニケーションの活性化を推進しました。（4月～） ■ 電子掲示板、共有サーバ等の使用方法について情報化リーダー研修会において周知しました。（5月） また、使い方マニュアルを情報活用支援システムに掲示し、情報共有の推進と業務の効率化を進めました。（通年）	■ 事務ミス防止策に基づく取組を着実に実施し、業務改善の推進を図ります。（通年） ・職員提案 ・事務処理マニュアルの更新等 ■ 数値目標 200 件の達成に向け、これまで以上に各課所の取組を促す手法を検討、実施します。（通年） ■ 各職員の行動予定の共有や業務の進捗状況を把握するため、班単位での「朝コミ」の実施の徹底を図ります。（4月～） ■ 24 年度に引き続き各種手順書等を掲示し職員間の情報共有の推進を図り、業務の効率化を進めます。 また、新たに E ラーニングシステムによる、ネットワークや各種障害対応方法を学習できる環境を提供します。（通年）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■施策・事務事業の見直し業務 数	業務	目 標	—	250 (250)	250 (500)	200 (700)	200 (900)
		実 績		370 (370)	107 (477)	75 (552)	
		評 価		A	B	C	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	C
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 24 年度は、班単位での施策・事務事業の見直しにより、数値目標 200 件の達成に向けて各課所の取組を促しましたが、これまでのスプリングレビューによる全事業の総点検・見直しの実施等により、見直しがかなりの程度進んだこともあり、結果として目標数値に及びませんでした。	

(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用

一連番号

16

所管課

情報企画課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 情報システム全体最適化の推進 ■ 引き続き、情報システム受入基盤を拡張し、24年度にサーバー更新を行うシステムを受け入れています。（随時） ■ 契約内容の標準化作業を行い、統合可能な契約について、情報企画課が一括して締結を行っています。（随時） ■ 情報システムの発注業務を情報企画課が引き受けるため、引き続き、統合化できる項目を精査し、発注業務の統合化を行うための調査を行います。（通年）	■ 情報システム受入基盤（庁内の情報システムを受入・統合するサーバー）の拡張を行い個別サーバーにより運用されていた9システムを3月までに共通の基盤に受け入れ、県全体としてのサーバー機器を縮減しました。（通年） 計画受入（7システム） ・身体障害者手帳発行システム ・予算編成・政策評価システム ・起債管理システム ・電気工事二法業務管理システム ・地理情報システム ・占使用許可台帳サブシステム ・バリアフリー施設入力サブシステム 緊急受入（2システム） ・営繕行政支援ネットワークシステム ・建築確認情報処理システム ■ 情報システム受入基盤等を活用することで、システムを構成するハードウェア部分の契約内容を標準化し、情報企画課において製品保守の契約を一括して行い、コスト縮減を図りました。（7月～） ・統合受入基盤製品保守 ■ 各システムの構築や維持管理時に共通の作業項目の統合化を進め、これらの項目を各システムの発注時作業項目から除外することにより、コストの縮減を図りました。（通年） 構築段階：ServerCAL 調達 利用者環境設定 維持管理段階：脆弱性診断	■ 引き続き、情報システム受入基盤を拡張し、25年度にサーバー更新を行う8システムを受け入れています。（随時） 計画受入予定 ・内部情報共有システム（common1） ・内部情報共有システム2（common2） ・財務会計システム ・あきたエコマネジメントシステム ・母子寡婦福祉資金システム ・栄養・母子システム ・会議録検索システム ・県公報発行システム ■ 情報システム受入基盤をはじめとした、共通基盤の活用を推進し、契約内容の標準化を行っています。（随時） ■ 引き続き、統合化できる項目を精査し、発注業務の統合化を行うための調査を行います。（通年）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■情報システム維持管理経費予算額	億円	目 標	24.0	23.7	23.5	23.3	23.2
		実 績	(21 年度)	22.2	22.9	19.9	
		評 価		A	A	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し

一連番号

17

所 管 課

総合政策課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 政策評価制度の見直しの検討 ■ 政策評価委員会及び政策評価委員の代表で構成する制度改善部会において、引き続き制度改善等について検討します。 (5月～3月) ◎ 改正制度の実施 ■ 外部評価を実施します。 (6月～10月)	■ 政策評価委員会を3回、制度改善部会を2回開催し、評価結果の調査審議を実施したほか、よりわかりやすく簡素化した制度にするため、次の項目の改善等について検討しました。 ・政策評価の総合評価 ・政策評価の実施時期と必要性 ・成果の上がる評価制度 ・2次評価の必要性 ・外部評価 (6月～3月) ■ 外部評価機関を公募し、外部評価を実施しました。 ・実施件数 2件 ・実施時期 8月～11月 ・テーマ 「働きながら子育てできる環境づくり」 「県民協働のための基盤づくりの推進」 また、外部評価結果を政策評価委員会に報告し、外部評価の内容等について検討しました。 ・報告時期 1月	■ 政策評価委員会及び政策評価委員の代表で構成される制度改善部会において、引き続き制度改善等について検討し、次年度以降の改善につなげます。 (5月～3月) ■ 外部評価を実施します。 (7月～11月)

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

B

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

政策評価委員会等における調査審議、制度改善に向けた検討については、ほぼ予定どおりでしたが、具体的な改善方法については、次年度も検討が必要であることからBとしました。

3 県民の利便性の向上

(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化

一連番号

18

所 管 課

総務課

総合政策課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 各種規制の緩和・行政手続の簡素化 ■ 県のウェブサイトにより、県民等から規制緩和等に関する意見を募集し、各種規制の緩和や行政手続の簡素化に向けた見直しを行います。（通年） ◎ 地方の意向が反映されるための国への要望 ■ 地域主権改革一括法（第3次）の早期成立や、地方の実情に即した更なる見直しなどについて、国に要望します。（通年） ◎ 「地域主権改革一括法案」等による見直し ■ 地域主権改革一括法の成立・施行などに伴い、地方の条例制定権や裁量権の拡大が図られることから、各種規制の緩和や行政手続の簡素化などに取り組みます。（通年）	■ 県のウェブサイトにより、県民等から規制緩和等に関する意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。（通年） ■ 義務付け・枠付けの見直しについて、県単独のほか、全国知事会等を通じて国に要望しました。（通年） なお、平成25年4月に、第3次及び第4次の見直しに関する地方分権改革一括法案が国会に提出されました。 ■ 第1次及び第2次の地域主権改革一括法の成立に伴い、条例制定権が拡大され、各種施設等の設置運営に関する34条例の制定等を行いました。（10、12月）	■ 県のウェブサイトにより、県民等から規制緩和等に関する意見募集を行います。（通年） また、概ね3年毎に実施している各種団体へのアンケート調査を実施します。（8月） ■ 地方分権改革一括法案の早期成立や、地方の裁量と自由度の拡大が進むよう、更なる義務付け・枠付けの見直しなどについて、国に要望します。（通年） ■ 地方分権改革一括法の成立を見据え、各種規制の緩和や行政手続の簡素化などに取り組みます。（通年）

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

C

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

24年度実施計画については、予定どおり実施し、地域主権改革一括法の成立に伴う各種施設等の運営に関する条例制定を行いました。県民等から規制緩和等に関する意見募集では、意見提出がなかったことから、C評価としました。

(2) 電子自治体の推進

一連番号

19

所 管 課

情報企画課

総務課

税務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し ■ オンライン化対象手続の掘り起こしを随時行います。 特に7月をオンライン強化月間として、庁内への周知広報などの取組を集中的に行います。(7月) また、イベント等の参加申込みにおいては、携帯電話からの申請にも対応した簡易申請機能の活用を促し、利便性の向上を図ります。(通年) ■ 23年度の見直し状況を踏まえ、引き続き、認証方法・添付書類の簡略化や広報の充実等、利用促進のための見直しを行います。(通年) ◎ 電子申告の普及拡大の推進 ■ 各振興局単位（地区税務協議会単位）に開催される税理士との懇談会等の機会を活用し、税務書類の作成を行う税理士向けに、電子申告の利用拡大を依頼します。(4月～7月) ■ 納税義務者に申告書を送付する際に、電子申告の利便性を訴えるPRチラシを同封します。(通年) ◎ 電子納税の検討・実施 ■ 国の推進する自動車保有手続きワンストップサービス（OSS）の導入について、OSS 都道府県税協議会、秋田県 OSS 地域連絡会で協議を行い、自動車税や自動車取得税の電子納税の実施について引き続き検討します。(通年)	■ オンライン化対象手続の掘り起こしを随時行うとともに、7月から8月にかけてオンライン強化月間と位置づけ、集中的な取組を行った結果、24年度中に7つの手続を新たにオンライン化しました。(通年) イベント等の参加申込手続においては、携帯電話からの簡易申請の際にQRコードを活用し、利便性の向上を図りました。(7月～8月) ■ 県のウェブサイト オンライン手続へのリンクを貼付け、広報を充実させるなど、23年度の検討結果を踏まえ5件の改善を図りました。(通年) ■ 由利地域において開催された四者連絡協議会（構成員：税務署、県、市及び税理士会）において、税理士会に電子申告の利用拡大を依頼しました。(1月) ■ 納税義務者に申告書を送付する際に、電子申告の利便性を訴えるPRチラシを同封しました。(通年) これらの取組により、電子申告の件数は23年度の10,010件から11,917件に増加しました。 ■ 与党税制調査会が、消費税の税率引上げに併せて自動車取得税を廃止する方針を示したことから、導入については、自動車課税制度に関する今後の動向を踏まえながら、検討していくこととしました。(通年)	■ 引き続き、オンライン化対象手続の掘り起こしを随時行います。特に7月をオンライン強化月間として、庁内への周知広報などの取組を集中的に行います。(7月) また、イベント等の参加申込みにおいては、携帯電話からの簡易申請やQRコードを活用し、利便性の向上を図ります。(通年) ■ 24年度に引き続き、認証方法・添付書類の簡略化や、広報の充実等、利用促進に向けた見直しを行います。(通年) ■ 税を考える週間において、税務署、市町村と連携して、電子申告の街頭広報を実施します。(11月) ■ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の一斉実施に向けた事業者への直接訪問による説明と併せて、電子申告の活用を依頼します。(通年) ■ 国の推進する自動車保有手続きワンストップサービス（OSS）の導入について、OSS 都道府県税協議会、秋田県 OSS 地域連絡会において、自動車課税制度に関する動向を踏まえながら協議していきます。(通年)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ 申告に占める県税の電子申告 の割合（年度平均）	%	目 標	19.2	30.0	40.0	50.0	60.0
		実 績	(20 年度)	34.3	43.5	50.7	
		評 価		A	A	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進

一連番号

20

所 管 課

財産活用課

地域活力創造課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 県有施設の利用に関する規則、要綱、貸出基準策定 ■ < 22年度実施済 > 県有施設の貸出については、行政財産の使用許可によることとし、各地域振興局へ通知。（23年2月） ◎ 貸出物件の選定、県民への周知、貸出 ■ 22年度調査から現在までの間に施設の利用状況が変化しているものや、改修により新規に貸出しが可能となる場合もあることから、貸出しを開始している施設（鹿角、山本、由利地域振興局職員会館）も含め現況調査を改めて行います。（4月～） ■ 上記の現況調査により選定された施設について貸出しを開始します。（随時） ■ 貸出開始に際しては、県民へデータ放送やウェブサイトなどを通じて情報提供を行います。（随時） ◎ 構造改革特区・地域再生制度の周知・活用 ■ 国（内閣）と連携し、地域再生制度等の活用について検討の上、関係機関への周知を図ります。	■ < 22年度実施済 > ■ 各地域振興局管内の7施設の現況を現地確認したところ、3施設について貸出可能と認められたことから、8月から貸出しを行うこととしました。 また、各地域振興局及び保健所の大会議室13施設について貸出可否のアンケート調査を実施しましたところ1施設が貸出可能と確認されました。 ■ 北秋田、仙北、雄勝地域振興局の職員会館（8月～）及び仙北地域振興局の大会議室（10月～）の貸出しを開始しました。 ■ 各地域振興局のウェブサイト及び財産活用課のウェブサイトを通じて情報提供を行いました。（通年） ■ 内閣官房地域活性化事務局との共催による制度説明会を実施し、制度の周知を図りました。 ・特定地域活力創造課再生制度等制度説明会 期日：7月26日 対象：NPO、商工団体、民間企業、市町村、県等 参加者：36名	■ < 22年度実施済 > ■ 24年度実施したアンケート調査を単独地方公所にも拡大し貸出可と回答した公所の現況を確認します。（4月～） ■ 現況調査後、貸出可能と判断した施設については、貸出しを開始します。（随時） ■ 各地域振興局及び地方公所のウェブサイト及び掲示板等を通じて情報提供を行います。（通年） ■ 国（内閣）と連携し「構造改革特区・地域再生制度説明会」を開催し、市町村や県民への周知を図ります。

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■貸出施設件数	件	目 標	—	3	7	12	17
		実 績		3	3	7	
		評 価		A	D	C	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	C
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 各地域振興局及び各保健所の 20 施設について、調査又は現地確認を行いました。公務利用に支障があるため、24 年度から新たに貸出対象施設となったのは4施設にとどまり、目標値に達しませんでした。今後は、単独公所の施設についても、貸出の可否について調査を行います。	

(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進

一連番号

21

所 管 課

総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 公共施設のサービス改善状況の公表 ■ 公共施設の23年度利用者数等の実績を公表します。併せて、24年度の利用者数等の目標と、サービス改善のために実施する具体的な取組内容を設定し、公表します。(6月) ■ サービス改善のための具体的な取組内容を着実に実施し、公共施設の利用拡大につなげます。(通年) ◎ 指定管理者制度の見直し ＜22年度実施済み＞ 「指定管理者制度導入に係る基本方針」を全部改正し、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を策定(22年7月) ・広告事業の導入 ・利用料金制度導入施設の拡大 ・原則、年度内における指定管理料の精算を行わない旨明記 等 ◎ 指定管理者制度導入施設のモニタリング実施 ■ 23年度に試行した指定管理者制度導入施設の評価(指定管理者が自己評価した結果を県が2次評価)を本格的に実施します。(通年) モニタリング 指定管理者によるサービス提供の実態や施設運営業務の履行状況を確認するために行う業務監視のこと。	■ 公共施設の23年度利用者数等の実績及び24年度の利用者数等の目標とサービス改善のために実施する具体的な取組内容を公表しました。(7月) 23年度は、東日本大震災等の影響により、利用者数等の落ち込みが見られた施設がある一方で、集客力のあるイベントの効果等により、前年度実績を上回った施設は37施設(50.0%)となり、22年度より12施設増加しました。 ■ 24年度は、各施設において、新たに次のような取組を実施しました。(通年) ＜取組の例＞ ・開館日の拡大 ・接客向上研修の実施 ・インターネット予約の導入など ＜22年度実施済み＞	■ 公共施設の24年度利用者数等の実績を公表します。併せて、25年度の利用者数等の目標と、サービス改善のために実施する具体的な取組内容を設定し、公表します。(6月) ■ サービス改善のための具体的な取組内容を着実に実施し、公共施設の利用拡大につなげます。(通年) ＜22年度実施済み＞ ■ 24年度の管理運営状況等について、評価を実施し、公表します。(通年)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■公共施設顧客満足度	%	目 標	76.7	79.0	80.0	81.0	82.0
		実 績	(20 年度)	79.8	82.8	86.0	
		評 価		A	A	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

4 県政運営の公正の確保と透明性の向上

(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進

一連番号

22

所 管 課

技術管理課

建設政策課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 建設工事における総合評価落札方式の拡大 ■ 県で発注する予定価格 4 千万円以上の工事について、企業の技術力や創意工夫による耐久性の向上等、品質の確保が期待できる工事を対象に総合評価落札方式を引き続き試行実施します。(通年) また、事前承認適用型を活用し、総合評価落札方式の拡大に努めます。(通年) ◎ 建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入 ■ 建設部及び農林水産部発注の予定価格 5 百万円以上の土木関係建設コンサルタントの設計業務を対象とした総合評価落札方式を引き続き試行実施します。(通年) また、事前承認適用型を活用し、総合評価落札方式の拡大に努めます。(通年) ◎ 建設工事における地域要件のブロック制導入 ■ 予定価格 1 億円以上 3 億円未満の一般土木工事の地域要件は平成 24 年度も引き続き県内 3 ブロック（県北・中央・県南）で実施します。(通年) 建築一式工事など一般土木以外の工種については、引き続き検討を行います。(通年)	■ 総合評価落札方式を引き続き実施し、31.3 %の工事で実施しました。また、簡易型の総合評価落札方式においては、24 年 2 月から運用した事前承認適用型を適用し、早期の発注や事務軽減に努めました。(通年) ■ 総合評価落札方式を引き続き実施し、46.6 %の建設コンサルタント業務において実施しました。また、簡易型の総合評価落札方式においては、24 年 2 月から運用した事前承認適用型を適用し、早期の発注や事務軽減に努めました。(通年) ■ 予定価格 1 億円以上 3 億円未満の一般土木工事の地域要件は 24 年度も引き続き県内 3 ブロック（県北・中央・県南）で実施しました。(通年) 建築一式工事など一般土木以外の工種については、引き続き検討を行いました。(通年)	■ 県で発注する予定価格 4 千万円以上の工事について、施工実績など企業の技術力等を評価することにより品質の確保が期待できる工事を対象に総合評価落札方式を引き続き試行実施します。 また、技術的工夫の大きい工事などにおいては施工計画型や技術提案型の総合評価の採用に努めます。(通年) ■ 建設部及び農林水産部発注の予定価格 5 百万円以上の土木関係建設コンサルタントの設計業務を対象とした総合評価落札方式を引き続き試行実施します。(通年) ■ 予定価格 1 億円以上 3 億円未満の一般土木工事の地域要件は 25 年度も引き続き県内 3 ブロック（県北・中央・県南）で実施します。(通年) 建築一式工事など一般土木以外の工種や一億円未満の一般土木工事については、25 年度入札参加資格審査結果等を踏まえ、適正な競争環境の整備の観点から引き続き検討を行います。(通年)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■総合評価落札方式適用工事割合（4,000万円以上の工事）	%	目 標	40.0	45.0	45.0	50.0	50.0
		実 績	(21 年度)	42.4	40.8	31.3	
		評 価		D	D	D	

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■建設コンサルタント業務の総合評価落札方式の実施割合（土木コンサルタント業務）	%	目 標	32.0	35.0	35.0	40.0	40.0
		実 績	(21 年度)	38.3	52.3	46.6	
		評 価		A	A	A	

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	C
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 当初予算においては、簡易型における事前承認タイプを活用するなどして、4,000万円以上の工事、建設コンサルタント業務ともに総合評価落札方式の適用を積極的に進めていたところでした。一方、24年度大型補正予算（25年3月）の工事発注においては、年度内発注とし、早期の経済効果発現の必要があることから、入札手続期間の短縮と事務負担の軽減のため、総合評価落札方式を適用しませんでした。これにより、工事の全体発注件数は増加しましたが、総合評価適用件数が増加せず、目標に達しませんでした。	

(2) 職員の再就職に関する透明性の確保

一連番号

23

所管課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員からの働きかけの防止 ■ 職員の営利企業への再就職制限や働きかけの防止等については、24年度退職者に対しても、本規制の趣旨の徹底を図り、自粛を求めています。（通年） - 退職時に本庁課長相当職以上の職にある職員は、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するものとしします。 - 退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員は、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するものとしします。 - 県は、当該営利企業に対しても、再就職した職員であった者を、退職後2年間は、県への営業活動等に従事させないよう要請するものとしします。 ◎ 出資法人等に再就職した場合の給料及び退職金の規制 ■ 出資法人等から職員の紹介依頼がある場合は、再就職者が再就職後に担当する業務及び解決すべき課題（経営改善等）を明記した書面の提出を徹底させます。（通年） 出資法人等 県が出資する県内法人及び県が設立する地方独立行政法人 ■ 出資法人等に再就職した場合の給料は、業務内容に応じた水準とし、最大でも県退職時の3分の2以下となるよう、引き続き規制を行っていきます。（通年）	■ 職員の営利企業への再就職制限や働きかけの防止等については、これまで同様、23年度退職者に対しても周知を図りました。 その結果、本庁課長級相当職以上の職にあった職員で、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した者はいませんでした。 また、24年度退職者に対しても本規制の趣旨の周知徹底を図り、自粛を求めました。（通年） ■ 出資法人等への再就職については、紹介依頼の際、書面の提出を徹底させました。（通年） ■ 給料の規制について、県退職時の給料額の3分の2以下となっていることを確認しました。（通年）	■ 職員の営利企業への再就職制限や働きかけの防止等については、25年度退職者に対しても、本規制の趣旨の徹底を図り、自粛を求めています。（通年） - 退職時に本庁課長相当職以上の職にある職員は、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するものとしします。 - 退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員は、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するものとしします。 - 県は、当該営利企業に対しても、再就職した職員であった者を、退職後2年間は、県への営利企業活動等に従事させないよう要請するものとしします。 ■ 出資法人等から職員の紹介依頼がある場合は、再就職者が再就職後に担当する業務及び解決すべき課題（経営改善等）を明記した書面の提出を徹底させます。（通年） ■ 出資法人等に再就職した場合の給料は、業務内容に応じた水準とし、最大でも県退職時の3分の2以下となるよう、引き続き規制を行っていきます。（通年）

■ 退職金及び功労金についても一切支給しないよう出資法人等を指導します。(通年) ■ 再就職状況調査については、引き続き調査基準日を 7 月 1 日現在として実施し、調査結果を 8 月に公表します。(7 月)	■ 退職金及び功労金についても一切支給しないよう出資法人等への指導を行いました。(通年) ■ 再就職状況調査については、24 年度も調査基準日を 7 月 1 日現在として実施し、調査結果を 8 月上旬に公表しました。(7 月)	■ 退職金及び功労金についても一切支給しないよう出資法人等を指導します。(通年) ■ 再就職状況調査については、引き続き調査基準日を 7 月 1 日現在として実施し、調査結果を 8 月に公表します。(7 月)
--	---	--

2 24 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】 本庁課長級相当職以上の職にあった職員で、退職前 5 年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した者がいなかったこと、及び再就職後の給料について県退職時の給料額の 3 分の 2 以下であったことから、規制が守られており、A 評価としました。	

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し

(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し

一連番号

24

所管課 人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 職員数の縮減と年齢構成の適正化 ■ 新規採用の抑制による職員数の縮減を基本とし、引き続き毎年度の新規採用者数を70人程度とします。(4月) ・ 知事部局の職員数 3,457人(23年度実績) ↓ 3,384人(24年度目標) ■ 被災地への派遣職員の代替措置など必要に応じて、退職者の再任用や非常勤雇用を行い、県職員として培った経験・能力・技術を活用することにより、円滑な行政運営を図ります。(4月) ・ 新規非常勤職員数 29人(23年度) ↓ 30人程度(24年度) ・ 新規再任用職員数 29人(23年度) ↓ 50人程度(24年度)	■ 早期退職者の欠員補充のため、新規採用者数を83人としたほか、被災地派遣職員の代替等のため任期付職員を21人採用したことから知事部局の職員数は目標値よりも20人多い3,404人となりました。(4月) ■ 被災地への派遣職員の代替措置など必要に応じて、退職者の再任用や非常勤雇用を行い、行政サービスの維持・向上を図りました。(4月) ・ 新規非常勤職員数 17人 ・ 新規再任用職員数 48人	■ 新規採用の抑制による職員数の縮減を基本としますが、被災地支援の必要性も考慮し、新規採用者数を70人程度とします。(4月) ・ 知事部局の職員数 3,404人(24年度実績) ↓ 3,340人(25年度目標) ■ 被災地への派遣職員の代替措置など必要に応じて、退職者の再任用や非常勤雇用を行い、県職員として培った経験・能力・技術を活用することにより、円滑な行政運営を図ります。(4月) ・ 新規非常勤職員数 17人(24年度) ↓ 20人程度(25年度) ・ 新規再任用職員数 48人(24年度) ↓ 45人程度(25年度)

2 数値目標及び実績

指標名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 知事部局の職員数 (病院、県立大学、公営企業を除く)	人	目標	3,761 (21年度)	3,594	3,472	3,384	3,340
		実績		3,572	3,457	3,404	
		評価		A	A	B	

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

B

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

—

(2) 出資法人等への関与の縮小

一連番号

25

所 管 課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 県からの派遣職員数の縮小 ■ 派遣先団体との協議を行い、派遣先団体でのプロパー職員の採用及び登用、業務の効率化による人員削減等により、県（知事部局）からの派遣職員を計画的に削減します。（4月～） ◇派遣を取りやめる団体（2団体） ・地方職員共済秋田県支部 ・（財）秋田県ふるさと定住機構 ◇派遣を縮小する団体（5団体） ・公立大学法人秋田県立大学 ・公立大学法人国際教養大学 ・（財）秋田県体育協会 ・地方独立行政法人秋田県立病院機構 ・地方独立行政法人秋田県立療育機構	■ 県からの派遣職員の削減に向け、派遣先団体と協議を行いました。その結果、年次目標値よりさらに 19 人少ない 96 人の派遣としました。（4月～） ◇派遣を取りやめた団体（2団体） ・地方職員共済秋田県支部（3人） ・（財）秋田県ふるさと定住機構（1人） ◇派遣を縮小した団体（5団体） ・公立大学法人秋田県立大学（25人→22人、△3人） ・公立大学法人国際教養大学（12人→11人、△1人） ・（財）秋田県体育協会（5人→4人、△1人） ・地方独立行政法人秋田県立病院機構（32人→22人、△10人） ・地方独立行政法人秋田県立療育機構（7人→6人、△1人）	■ 派遣先団体との協議を行い、派遣先団体でのプロパー職員の採用及び登用、業務の効率化による人員削減等により、県（知事部局）からの派遣職員を計画的に削減します。（4月～） ◇派遣を取りやめる団体（1団体） ・（一社）秋田県林業コンサルタント ◇派遣を縮小する団体（4団体） ・公立大学法人秋田県立大学 ・公立大学法人国際教養大学 ・地方独立行政法人秋田県立病院機構 ・地方独立行政法人秋田県立療育機構

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■県からの派遣職員数	人	目 標	167	141	126	115	103
		実 績	(21年度)	145	112	96	
		評 価		B	A	A	

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

—

2 知事部局の組織の再編・見直し

(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編

一連番号

26

所 管 課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 簡素で効率的な県政運営体制の確立のための再編 ■ < 22・23年度実施済 > < 22年度 > ・知事公室、総務企画部及び学術国際部を再編し、総務部及び企画振興部を設置 ・試験研究機関を学術国際部から各事業部へ移管 ・会計管財課及び公共建築物活用室を会計課及び財産活用課に再編 < 23年度 > ・北海道事務所を廃止 ・産業技術総合研究センターを再編し、産業技術センターに名称変更 ◎ 「ふるさと秋田元気創造プラン」等の重要施策や特定課題への対応のための再編 ■ 「ふるさと秋田元気創造プラン」の各戦略や地域活性化、健康、産業振興などの喫緊の課題に迅速、かつ、的確に対応するため、次の組織改正を行います。（4月） ・観光文化スポーツ部の設置 県外からの交流人口を増加させるとともに県産品の販売促進等を行い、地域の活性化を図るため、観光、物産、交通、文化の振興及びスポーツに関する施策を一体的に推進する組織として観光文化スポーツ部を設置します。 ※ 観光文化スポーツ部の組織体制 観光戦略課、イメージアップ推進室、観光振興課、秋田うまいもの販売課、交通政策課、文化振興課、スポーツ振興課	■ < 22・23年度実施済 > ■ 観光、物産、交通、文化の振興及びスポーツに関する施策を一体的に推進する組織として観光文化スポーツ部を設置し、県外からの交流人口の増加、県産品の販売促進等に取り組む体制を整えました。（4月） ※ 観光文化スポーツ部の組織体制 観光戦略課、イメージアップ推進室、観光振興課、秋田うまいもの販売課、交通政策課、文化振興課、スポーツ振興課	■ < 22・23年度実施済 > ■ 平成26年に開催される「第29回国民文化祭・あきた2014」の推進体制の強化のため、観光文化スポーツ部に国民文化祭推進局を設置します。（4月）

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

24年度実施計画に掲げた組織改正について、観光文化スポーツ部と関係各課室を設置したことから、A評価としました。

(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し

一連番号

27

所管課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 福祉環境部の試験検査体制の一元化 ＜22年度実施済＞ 大館、秋田及び平鹿の3福祉環境部に設置していた試験検査課を廃止し、業務を健康環境センターへ一元化（22年4月） ◎ 建設部の内部組織の再編 ＜22年度実施済＞ 建設部の内部組織を、企画道路課、河川砂防課及び下水道課の3課から、企画調査課及び工務課の2課へ再編（22年4月） ◎ 福祉環境部の健康づくり推進チームの業務の移管 ＜22年度実施済＞ 鷹巣阿仁、秋田及び平鹿の3福祉環境部の健康づくりチームを廃止し、当該業務を福祉環境部企画福祉課へ移管（22年4月） ◎ 業務の集約等による組織の再編 ■ ＜23年度実施済＞ 「地域振興局の組織見直しについて」（22年12月策定）に基づき、地域振興局の組織を再編。（23年4月） ・農林部の農林企画課と普及指導課を統合し、「農業振興普及課」を設置。 ・環境・食品衛生分野における監視業務及び土地改良区に対する検査業務を、一部地域振興局へ集約化。 ・物品調達事務を、地域振興局から本庁へ一元化。 ・横手市の産業経済部が平鹿地域振興局庁舎へ移転し、県と同一フロアで業務を遂行するとともに、必要な人員を横手市へ派遣。 ■ 県税業務を地域振興局から分離し、全県を所管する「総合県税事務所」を設置します。（4月）	＜22年度実施済＞ ＜22年度実施済＞ ＜22年度実施済＞ ■ ＜23年度実施済＞ ■ 県税業務を地域振興局から分離し、全県を所管する「総合県税事務所」を設置し、県税業務を集約化しました。（4月）	＜22年度実施済＞ ＜22年度実施済＞ ＜22年度実施済＞ ■ ＜23年度実施済＞ ■ ＜24年度実施済＞

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

24年度実施計画に掲げたとおり、県税業務の集約化の上、総合県税事務所を設置したことから、A評価としました。

3 知事部局以外の機関の改革

(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上

一連番号

28

所管課

教育庁総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 地域の実情に即した教職員の適正配置 ■ 小1～小3、中1での少人数学級及び他学年での少人数授業に加え、新たに小4においても少人数学級を実施することとし、引き続き教職員の適正配置を行います。 ・小・中：臨時講師 48名 非常勤講師 78名を配置 ・高校：非常勤講師 16名を配置 ■ 小規模小学校に、臨時講師1名を配置することで、学校の課題に応じた学習指導体制を組織するとともに、小・中学校の円滑な接続を図ります。 ・6校に臨時講師6名を配置 ■ 引き続き退職者の補充抑制に努めます。 ■ 24年度は16地区（65校）で、拠点校を定めて事務職員を集中配置します。 ※センター化校の事務職員等の配置 ・標準配置数 65名 ・実配置数 36名 (別途非常勤職員 62名を配置) ■ 市町村に派遣している社会教育主事等の派遣人員を引き続き抑制します。	■ 教職員の適正配置を行い、小1～小4、中1での少人数学級及び他学年での少人数授業により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を実施しました。 ・小・中：臨時講師 48名 非常勤講師 73名を配置 ・高校：非常勤講師 16名を配置 (他に習熟度別学習に12名を配置) ■ 小規模小学校に、臨時講師1名を配置し、学校の課題に応じた学習指導体制を整備するとともに、小・中学校の円滑な接続を図りました。 ・6校に臨時講師6名を配置 ■ 退職者の補充抑制に努めました。 ・23年度退職者 308名 (教諭等 241名、事務職員等 67名) ・24年度新規採用者 108名 (教諭 108名) ■ 小規模学校を対象に、地域内で拠点校を定め事務職員を集中配置しました。24年度は16地区（65校）で実施し、事務の効率化と事務職員のスキルアップを進めるとともに、正規職員数の縮減を図りました。 ※センター化校の事務職員等の配置 ・標準配置数 65名 ・実配置数 36名 (別途非常勤職員 62名を配置) ■ 社会教育主事の派遣を抑制しました。派遣は、県の社会教育施策に係る特定事業を実施する場合に限っています。 ・社会教育主事派遣：増減なし(2名)	■ これまでの取組に加え、新たに中2においても少人数学級を実施することとし、引き続き教職員の適正配置を行います。 ・小・中：臨時講師 58名 非常勤講師 104名を配置 ・高校：非常勤講師 28名を配置 (少人数と習熟度別を事業統合) ■ 引き続き小規模小学校に、臨時講師を1名配置し、学校の課題に応じた学習指導体制の整備と、小・中学校の円滑な接続を図ります。 ・5校に臨時講師5名を配置 ■ 引き続き退職者の補充抑制に努めます。 ・24年度退職者 247名 (教諭等 179名、事務職員等 68名) ・25年度新規採用者 137名 (教諭 133名、事務職員等 4名) ■ 25年度は16地区（63校）で、拠点校を定めて事務職員を集中配置します。 ※センター化校の事務職員等の配置 ・標準配置数 63名 ・実配置数 35名 (別途非常勤職員 59名を配置) ■ 市町村に派遣している社会教育主事等の派遣人員を引き続き抑制します。 ・社会教育主事派遣：2名

◎ 多様な人材の採用

■ 早期退職優遇制度
＜ 22・23 年度実施済 ＞

■ 20 歳代、30 歳代の教員をバランス良く採用するため、選考試験の受験年齢の上限を全校種 39 歳に引き上げます。

■ 小学校教諭採用試験において、本県一次選考を受験し一定の成績を収めた者が東京都の二次選考を受験可能とするなど、東京都との間で協調特別選考を継続する予定です。

■ 専門性に秀でた教員を採用し、学校教育の多様性への対応と充実を図るため、社会人特別選考の実施を検討します。

◎ 副校長の設置の検討

■ 副校長の設置について引き続き検討を進め、24 年度中にその方向を決定します。

また、大規模な小・中学校に教頭を複数配置するモデル校を実施します。

■ 教育専門監の認定者の拡充を図り、その一層の活用を図ります。

・ 24 年度の認定状況：56 名

教育専門監

教科指導、部活動指導、特別支援教育など特定の教育分野に関し卓越した力を有すると認定された教員。

◎ 民間活力を活用した教育環境の向上

■ 特別非常勤講師制度及び特別免許状制度の活用により、引き続き社会人の教育活動への活用を図ります。

■
＜ 22・23 年度実施済 ＞

■ 選考試験の受験年齢の上限を全校種 39 歳に引き上げて実施し、20 歳代、30 歳代の教員採用のバランス化に努めました。

■ 小学校教諭採用試験において、東京都との間で協調特別選考を実施し、本県の受験者 8 名が東京都の採用試験に合格しました。

※志願者数

・ 導入前（21年度実施試験）169名



・ 導入後（23年度実施試験）181名
（24 ” ） 227名

※ H24：受験年齢上限を引き上げ

■ 専門性に秀でた教員の採用を目的に、社会人特別選考を実施し、学校教育の多様性への対応と充実を図りました。

・ 高校：外国語 合格者なし

・ 高校：保健体育 合格者 1 名

■ 25 年度から副校長を県立学校に設置することにし、関係条例及び規則を改正しました。また、大規模な小学校 4 校・中学校 1 校に複数教頭を配置し、学校のマネジメント体制の強化を図りました。

■ 地域の教育環境や必要性を踏まえ、小中学校に 28 名、県立学校に 28 名、計 56 名を配置し、児童生徒の学習意欲の向上や教員の指導力向上につなげました。

■ 特別非常勤講師制度及び特別免許状制度の活用により、優れた知識や技能・技術を持った社会人の教育活動への活用を図りました。

・ 特別非常勤講師制度による社会人活用状況：高校 58 名

■
＜ 22・23 年度実施済 ＞

■ 20 歳代、30 歳代の教員をバランス良く採用するため、引き続き選考試験の受験年齢について検討します。

■ 小学校教諭採用試験における東京都との協調特別選考を継続する予定です。

■ 25 年度も引き続き、社会人特別選考の実施を検討します。

■ 県立高校 7 校、特別支援学校 4 校に副校長を配置します。
小・中学校への教頭の複数配置について、小中一貫教育校 1 校を加え 6 校に配置します。

■ 小中学校でこれまで配置していなかった大館市・北秋田市に教育専門監を配置します。

特別支援学校では、配置校を 4 校から 6 校に増やします。

・ 25 年度認定状況：58 名

■ 特別非常勤講師制度及び特別免許状制度の活用により、引き続き社会人の教育活動への活用を図ります。

■ 理数系教科の指導に優れた予備校講師を学校等に派遣するなど、外部の学習指導のノウハウを導入する様々な取組を引き続き実施します。	■ 理数系教科の指導に優れた予備校講師を招聘してセミナーを開催するなど、外部の学習指導のノウハウを導入する様々な取組を引き続き実施し、教員の指導力向上と生徒の学力向上を図りました。 ・英語・数学・理科思考力養成セミナー：83名参加(H24.8) ・予備校等への教員の派遣研修：71名参加(通年) ・夏季・冬季合宿セミナー：214名参加(H24.7) ・メディカルキャンプセミナー：27名参加(H24.8) ・進学コース別ハイレベル講座：348名参加(H24.9～12)	■ 思考力養成セミナーや教員派遣研修を継続して実施するほか、進学コース別ハイレベル講座を2コースで実施するなど、引き続き外部人材の活用を図ります。
---	---	--

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■教職員定数	人	目 標	10,519	10,352	10,176	10,004	9,857
		実 績	(21 年度)	10,386	10,268	10,089	
		評 価		C	C	B	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	B
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】	
—	

(2) 県立高等学校の統合

一連番号

29

所 管 課

教育庁高校教育課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 北秋田地区統合校の設置 ■ < 23年度実施済 > 鷹巣高校、鷹巣農林高校、米内沢高校及び北秋田市立合川高校を統合し、秋田北鷹高等学校として開校（23年4月） 	■ < 23年度実施済 >	■ < 23年度実施済 >
◎ 湯沢地区統合校の設置 ■ 湯沢翔北高等学校に、専攻科（2年課程）として介護福祉科（定員20名）と生産技術科（定員10名）の2つの学科を設置します。（4月） 	■ 2つの専攻科（2年課程）を開科し、地域社会で必要となる産業や福祉人材を育成する体制を整備しました。（4月） 介護福祉科（定員20名） 生産技術科（定員10名） ※専攻科 高校卒業後さらに専門的な知識・技術を身に付けるための教育機関。 県内ではほかに、男鹿海洋高校に機関専攻科が設置されています。	■ < 24年度実施済 >
◎ 能代地区統合校の設置 ■ 25年4月開校に向け、引き続き校舎建築工事を実施します。（通年） また、統合高校の名称、校章、校歌を制定するとともに、統合に向けてソフト面の準備作業を進めます。（通年）	■ 25年4月開校に向け、引き続き校舎建築工事を実施しました。（通年） 統合高校の名称、校章、校歌を制定し、ソフト面の準備作業を進めました。（通年）	■ 「秋田県立能代松陽高等学校」が開校します。（4月） ・校名 秋田県立能代松陽高等学校 ・基本理念 「グローバルな視野で未来を切り拓く力を持つ人間の育成」



- ・統合対象校
能代北高校、能代市立能代商業
高校
- ・設置場所
能代市立能代商業高校敷地
- ・設置学科（1 学年あたり学級数）
普通科（3 学級）
国際コミュニケーション科（1 学級）
情報ビジネス科（2 学級）

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

湯沢翔北高等学校に専攻科が予定どおり 24 年 4 月に開科しました。能代地区統合校についても、25 年 4 月の開校に向けて、準備が順調に進んでいることから、A評価としました。

(3) 警察本部の改革

一連番号

30

所 管 課

警察本部警務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 定年退職警察官の再任用 ■ 24年度末定年退職予定者に対し、再任用希望調査を実施し、適性等を調査した上で、後継者育成に適する25年度の再任用者を選考します。 ・再任用希望状況の把握（4月） ・再任用計画の策定（5月） ・事前調査（9月～12月） ・再任用（平成25年4月） ◎ 事務の効率化等による一般職員数の縮減 ■ 更なる一般職員数の縮減にかかる目標値を見据え、採用、再任用及び非常勤職員等の適正管理に努めます。（1月～2月）	■ 24年度末に定年退職予定である警察官50人及び一般職員6人に対し、再任用希望調査を実施し、適性を調査した上で、後継者育成に適すると認められた者41人を再任用選考しました。 ・再任用希望状況の把握（4月） ・再任用計画の策定（5月） ・事前調査（9月～12月） ・再任用（平成25年4月） （参考： 24年度の再任用数44人） ■ 事務の効率化を踏まえ、一般職員の各種業務のうち、非常勤職員が行うことができる業務を検討し、事務の合理化を検討しました。 ■ 一般職員数の縮減に係る目標値を見据え、採用、再任用及び非常勤職員等の適正管理に努めました。（1月～2月）	■ 25年度末定年退職予定者に対し、再任用希望調査を実施し、適性等を調査した上で、後継者育成に適する26年度の再任用者を選考します。 ・再任用希望状況の把握（4月） ・再任用計画の策定（5月） ・事前調査（9月～12月） ・再任用（平成26年4月） ■ 一般職員数の縮減に係る目標値を見据え、引き続き、採用、再任用及び非常勤職員等の適正管理に努めます。（1月～2月）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■一般職員数	人	目 標	380	378	375	372	370
		実 績	(21年度)	371	370	372	
		評 価		A	A	A	

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

—

(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討(22年度完了)

一連番号

31

所管課

人事課

実績(取組結果)

実績(取組結果)

◎ 委員会活動の実態の把握

- 各委員会の業務内容・権限、活動実績(19年度～21年度)、報酬のあり方に係る考え等について、全委員会に対し調査を実施し、集計・分析を行いました。(22年4月)

◎ 各委員会との意見交換の実施

- 地方自治法の規定、委員報酬にかかる判例、他県における見直し状況等を踏まえ、委員報酬のあり方、見直しの方向性について各委員会の委員長等と意見交換を行いました。(22年5月～7月)

◎ 報酬のあり方の検討、必要な見直し

- 委員としての活動実態をより適切に反映した報酬となるよう、教育委員会及び公安委員会を除き、月額報酬水準を現行の3分の1程度に引き下げた上で、勤務日数に応じて日額の報酬を加算して支給することとする条例改正を行い、22年11月1日から施行しました。

なお、教育委員会及び公安委員会については、組織管理に伴う日常的な活動実態を考慮し、月額制を維持することとしました。

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

完了

【理由等(数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。)】

—

(5) 議会事務局サポート機能の強化

一連番号

32

所 管 課

議会事務局総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 諸改革の検討のサポート ■ 23年度中に国会等に提出した意見書のフォローアップについて、取りまとめた報告書を作成し、議員に配布します。（9月） ■ 「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」における調査・検討のサポート ＜23年度までに実施済＞ ・定例会の会期のあり方 定例会2回制の実施 (23年6月議会で条例改正) ・議決事件の拡大 県の基本構想等は議決事件としないことに決定 (23年12月、議会運営委員会) ・予算の審査方法 予算に関連する部局長説明を各分科会審査前に全議員に対し説明する方式に変更 (23年5月、議会運営委員会) ■ 議員会館の主要機械設備の耐用年数が27年度までとなり、その後大規模修繕は行わ	■ 23年度中に国会等に提出した29件の意見書について、国等の措置状況等を取りまとめた報告書を作成し、議員に配付しました。（9月） ■ ＜23年度までに実施済＞ ■ 議会運営委員会による議会改革の24年度実績 ・応招旅費の宿泊料 平成24年8月1日から応招旅費に係る宿泊料は7,500円（朝食含む）を上限とし実費支給することに決定しました。 ・議員報酬の見直し 報酬月額5%減額を今任期である平成27年4月29日まで延長することに決定しました。 (条例附則での改正) ・議員定数の見直し 平成25年3月7日開催の議会運営委員会において、議員定数の見直しを行うこととし、定数は今任期中に結論を出すことに決定しました。 ■ 平成24年4月24日～26日に実施した、議会運営委員会県外調査の際に、議員会館の在り	■ 24年度中に国会等に提出した意見書のフォローアップについて、取りまとめた報告書を作成し、議員に配付します。（9月） ■ ＜23年度までに実施済＞ ■ 議員定数の見直しに係る調査等を引き続き実施します。（4月～） ■ 引き続き、議員会館に代わる執務室の設置に向けて調査・検討を進めます。（4月～）

ず廃止することとしているため、引き続き、議員会館に代わる執務室の設置に向けて調査を進めます。(4月～) ＜県外調査＞ ・京都府、愛知県	方を検討中の京都府と愛知県の実情を調査しました。 その後、平成 24 年 5 月 11 日の議会運営委員会において、平成 27 年 3 月末をもって議員会館の宿泊機能を廃止することとしました。
---	--

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 実施計画の2項目について計画どおり実施したことから、A評価としました。	

4 地方独立行政法人の経営改善

(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立(22年度完了)

一連番号

33

所管課

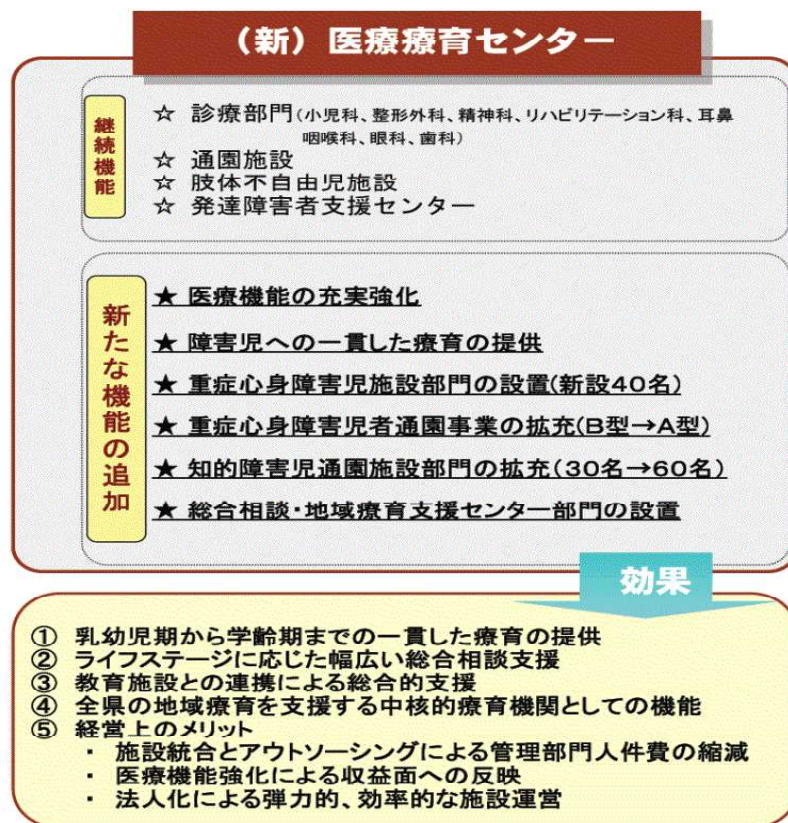
障害福祉課

実績(取組結果)

実績(取組結果)

◎ 地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立

■ 太平療育園と小児療育センターを再編統合し、地方独立行政法人秋田県立療育機構を設立しました。(22年4月)



3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

完了

【理由等(数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。)]

—

(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進

一連番号

34

所 管 課

学術振興課

医務薬事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 県派遣職員の縮減（公立大学法人） ■ 公立大学法人秋田県立大学への派遣職員を前年度比3人（25人→22人）、公立大学法人国際教養大学への派遣職員同1人（12人→11人）減らします。（4月） ◎ 効率的な運営体制の構築（県立病院機構） ■ より効率的な体制を構築するため、脳研及びリハセンの共通業務の取扱方法の統一化を進めるとともに、業務の整理統合に向けて、引き続き個別業務の見直しを行います。（通年） ◎ 事務部門の職員の確保・育成（県立病院機構） ■ 経営の中核となる職員を確保するため職務経験者採用を行います。（5月公募） ■ 事務職員の専門性向上を図るため、引き続き講習会等への受講を勧めるほか、職場での実務を通じて行う教育訓練を実施します。（通年） ◎ 収入の確保、費用の節減（県立病院機構） ■ クレジット払いを含めた多様な納入方法により未収金発生防止と早期回収に努める	■ 公立大学法人秋田県立大学の派遣職員を前年度比3人（25人→22人）、公立大学法人国際教養大学への派遣職員同1人（12人→11人）減らしました。（4月） ■ 両センターの給与等の予算・経理事務や財務諸表等の作成業務の一部について事務の集中化を図りました。また、脳研、リハセン及び本部の事務部門職員による定期的な会議を6回開催し、契約、労務管理等の事務処理方法の統一化や認識の共有化を図り、業務の見直しを行いました。（通年） ■ 職務経験者として専門性の高い事務職員3名を採用しました。（通年） ■ 診療報酬事務、病院経営、給与事務等に関する各種講習会等に延べ約70名参加したほか、特に新規採用職員については病棟現場研修、先輩職員等による実務を通しての実践的な教育訓練を実施しました。（通年） ■ クレジットカード支払などによる患者の利便性向上等により、未収金発生防止に努	■ 公立大学法人秋田県立大学への派遣職員を前年度比4人（22人→18人）、公立大学法人国際教養大学への派遣職員同1人（11人→10人）減らします。（4月） ■ 脳研及びリハセンの業務の整理統合に向けて、引き続き個別業務の見直しを行うとともに、事務部門の組織体制について方向性を取りまとめます。（通年） ■ 職務経験者として専門性の高い事務職員2名を採用します。（4月） ■ 事務職員の専門性向上を図るため引き続き講習会等の受講を進めるほか、アンケートに基づく、実践的な教育訓練を実施します。（通年） ■ クレジット払いを含めた多様な納入方法により未収金発生防止と早期回収に努める

とともに、法的措置等により時効中断、回収強化を図ります。(通年) ■ 物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理、脳研とリハセンによる消耗品の共同購入(66品目予定)等により、医業費用等の節減に努めます。(通年) ■ 業務委託について複数年契約を締結するなど、費用の節減に努めます。(通年) ・中央監視業務 ・警備等業務 ・清掃業務	めました。また、未収金の回収に係る法的措置として、支払督促の申立て(3件)を行いました。(11月) ■ 医薬品等について採用医薬品や定数の見直しを行い、適正な在庫管理に努めたほか、消耗品について、62品目を両センターで共同購入しました。(通年) ■ 新たにリハセンの中央監視業務、警備等業務、清掃業務等の委託について複数年契約による業務を実施しました。(通年)	とともに、法的措置等により時効中断、回収強化を図ります。(通年) ■ 脳ドックの利用拡大を図り、収入の確保に努めます。(通年) ■ 業務委託における複数年契約の導入、競争原理の徹底等の多様な契約手法を活用し、費用の節減に努めます。(通年)
---	---	--

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県からの派遣職員数 (公立大学2法人計)	人	目 標	54	45	37	33	28
		実 績	(21年度)	45	37	33	
		評 価		A	A	A	

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 経常収支比率 (県立病院機構)	%	目 標	97.5	100.4	101.6	101.0	100.9
		実 績	(21年度)	100.8	99.6	97.1	
		評 価		A	C	D	

※ 経常収支比率：経常費用に対する経常収益の割合。

経常収益(医業収益+医業外収益)÷経常費用(医業費用+医業外費用)

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	C
【理由等(数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。)] 公立大学法人への県からの職員派遣については計画どおり縮減を行いましたが、県立病院機構については、収入確保や経費節減に努めたものの、医療サービス提供体制の強化のための職員増員配置や設備投資等の費用の増大により、目標の経常収支比率を達成できませんでした。 県立病院機構の安定的な経営基盤の確立に向け、秋田県地方独立行政法人評価委員会の評価結果や意見を参考にしながら、収入確保や経費削減対策に引き続き取り組みます。	

IV 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保

(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保

一連番号

35

所 管 課

財政課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 重点施策への積極的な予算配分 ■ 本県が東北の復興に向けて担うべき役割を果たすとともに、将来に向けて発展していくため、重点施策について前年度以上の予算を確保します。 ■ 事業の「選択と集中」の徹底を図ることにより、政策予算に対する重点施策の割合を拡大します。 ■ 各事業について、各部局が主体的に見直し（一次見直し）を行うとともに、予算編成を通じて総務部による精査を行います。（10月～1月）	■ 本県が東北の復興に向けて担うべき役割を果たすとともに、将来に向けて発展していくため、重点施策について前年度以上の予算を確保しました。 【重点施策】 当初予算 729 億円 （前年度 689 億円） 【内訳】 ①秋田の成長に向けた取組の加速化(169 億円) ②安全・安心の確保と脱少子化の取組(132 億円) ③観光、文化、スポーツによる秋田の元気創出(35 億円) ④経済・雇用対策(291 億円) ⑤次代を担う人材育成のための教育環境の整備(73 億円) ⑥市町村、民間等との協働による地域活性化(29 億円) ■ 事業の「選択と集中」の徹底を図ることにより、政策予算に対する重点施策の割合を拡大しました。 当初予算 24.4 % （前年度 23.2 %） 〔政策予算 2,985 億円 重点施策 729 億円〕 ■ 各事業について、必要性、緊急性、効率性の観点から各部局が主体的に見直しを行ったほか、予算編成を通じて総務部による精査を行いました。（10月～1月）	■ 現下の経済情勢を踏まえた「経済・雇用対策」を進めるとともに、最終年度を迎える「ふるさと秋田元気創造プラン」の取組を積極的に推進します。 ■ 25年度当初予算は、知事改選期であることから、骨格予算としており、予算編成にあたり重点施策分野を設けていませんが、知事選後の新たな取組を含め、6月補正後の政策予算について、前年度程度を確保します。 ■ 各事業について、各部局が主体的に見直し（一次見直し）を行うとともに、予算編成を通じて総務部による精査を行います。（10月～1月）

■ 当初予算においては、既存事業の見直しにより、一般財源ベースで経常経費 5 億円、政策経費 60 億円を縮減し、新規・拡充事業分として 60 億円以上を確保します。	■ 当初予算においては、既存事業の見直しにより、一般財源ベースで経常経費 6 億円、政策経費 50 億円を縮減し、新規・拡充事業分として 55 億円を確保しました。	■ 既存事業について一定の縮減を図るとともに、新たな視点で制度を見直すなどにより、一般財源ベースで新規・拡充事業分として 80 億円程度を確保します。
--	---	--

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■政策予算総額（当初予算）に占める重点施策事業の割合	%	目 標	17.2	21.7	23.0	24.0	25.0
		実 績	(21 年度)	21.7	23.2	24.4	
		評 価		A	A	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】 —	

(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援

一連番号

36

所 管 課

少子化対策局

財政課

活力ある農村集落づくり支援室

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 市町村少子化対策包括交付金制度の創設等 ■ 市町村がそれぞれの現状と課題に即した独自の少子化対策を実施できるよう、全市町村に対して「市町村少子化対策包括交付金」を引き続き交付し、市町村の取組を支援するとともに、地域における交付金事業の効果等について検証を行います。（通年） ◎ 元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業の実施 ＜22年度実施済＞	■ 全市町村に総額 3 億円を交付し、地域の実情に応じた 133 事業が全県で実施されました。（通年） また、22 年度に開始した交付金事業が 3 年目で終了を迎えることから、事業の実施状況、成果・課題を検証するとともに、25 年度以降の支援のあり方について検討した結果、市町村が地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策を推進できるよう支援を継続することとしました。（3 月） ＜22 年度実施済＞	■ 市町村が地域の実情に応じ、出会い・結婚支援や生み育てやすい環境づくりの分野における少子化対策の事業を行うことができるよう、全市町村に対して「秋田県市町村子どもの国づくり交付金」を交付し、引き続き市町村の取組の支援をしていきます。（通年） ＜22 年度実施済＞

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■関連予算額	億円	目 標	—	3 (3)	3 (6)	3 (9)	3 (12)
		実 績		3 (3)	3 (6)	3 (9)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■高齢化等集落の活力向上対策等に取り組む市町村数	市町村	目 標	10 (21 年度)	25	—	—	—
		実 績		25	—	—	—
		評 価		A	—	—	—

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】

—

2 歳出の見直し

(1) 人件費の縮減

一連番号

37

所 管 課

財政課

人事課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 職員数の見直しによる総人件費の縮減 ■ 変動する行政需要等を考慮しながら職員数の適正化を図り、総人件費の一層の縮減に取り組めます。	■ 変動する行政需要等を考慮しながら職員数の適正化を図り、総人件費の一層の縮減に取り組めました。 また、行革とは別に、経済・雇用対策に活用するための臨時的な給与減額を11月から実施しました。 ・総人件費 △62億円 $\left[\begin{array}{l} 23年度実績 1,518億円 \\ 24年度実績 1,456億円 \end{array} \right]$ 【内訳】 給 料 △19億円 職員手当 △2億円 共 済 費 △15億円 退職手当 △26億円 ※上記縮減額のうち、臨時的な給与減額分 △8億円	■ 変動する行政需要等を考慮しながら職員数の適正化を図り、総人件費の一層の縮減に取り組めます。 また、行革とは別に、経済・雇用対策に活用するための臨時的な給与減額を引き続き実施します。 ・総人件費 25年度当初 1,453億円
◎ 各種手当等の見直し ■ 農林漁業普及指導手当等について、業務の実態調査に基づき、必要に応じて支給水準の見直しを行います。(4月～) ■ 管理職手当の見直し < 22年度実施済 > 地方機関の班長等を支給対象から除外するとともに、支給額を平均で約12%引下げ。(22年4月)	■ 職員給料の減額措置を実施したことなどの事情により、手当等の見直しについては、実質的な作業に着手することができませんでした。 < 22年度実施済 >	■ 職員給料の減額措置の状況等を勘案しながら、農林漁業普及指導手当等について、業務の実態調査に基づき、必要に応じて支給水準の見直しを行います。(4月～) < 22年度実施済 >

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■総人件費	億円	目 標	1,544	1,535	1,496	1,477	1,466
		実 績	(20 年度)	1,523	1,518	1,456	
		評 価		A	C	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(2) 県単独補助金の見直し

一連番号

38

所 管 課

財政課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 県単独補助金の見直し ■ 県単独補助金の対象の重点化、事務事業の見直し等を通じて、その縮減を図ります。 ■ 増額・新設が必要なものについては、積極的に対応します。 ■ 団体運営費に対する補助金等 の見直しに当たっては、所管部 局を通じて十分な説明・協議を 行いながら実施します。	■ ニーズの再検討や対象の重点化、事務事業の見直し等を通じて、県単独補助金の縮減を図りました。 ・県単独補助金の縮減額(当初) △44億円 【内訳】 ○社会ニーズの変化等から廃止 (△8億円) ○社会ニーズの変化等から縮減 (△2億円) ○対象を重点化することにより縮減 (△1億円) ○効率的な事業執行の観点等からの縮減、自然減 (△33億円) ■ 増額・新設が必要なものについては、積極的に対応しました。 ・県単独補助金の増額・新設 (当初) 39億円 【内訳】 ○県民ニーズ等に対応した増額 (21億円) ・県制度資金保証料補助金 ・福祉医療費補助金(乳幼児・小学生分) ○県民ニーズ等に対応した新設 (18億円) ・次世代自動車参入促進技術開発事業費補助金 ・新エネルギー関連製品開発事業補助金 ■ 団体運営費に対する補助金等 の見直しに当たっては、所管部 局を通じて十分な説明・協議を 行いながら実施しました。	■ 県単独補助金の対象の重点化、事務事業の見直し等を通じて、その縮減を図ります。 ■ 増額・新設が必要なものについては、積極的に対応します。 ■ 団体運営費に対する補助金等 の見直しに当たっては、所管部 局を通じて十分な説明・協議を 行いながら実施します。

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■補助金の縮減額 (新規・拡充分を除く)	億円	目 標	△ 51 (21 年度)	△ 33 (△ 33)	△ 10 (△ 43)	△ 10 (△ 53)	△ 10 (△ 63)
		実 績		△ 33 (△ 33)	△ 50 (△ 83)	△ 44 (△ 127)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(3) 公共投資の重点化及びコスト削減

一連番号

39

所 管 課

財政課

総合政策課

技術管理課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 投資事業の重点化と縮減 ■ 当初予算においては、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から、投資事業の重点化を図ります。 ■ 公共事業については、投資事業の縮減を図りつつ、国の予算措置の状況や県内経済情勢等を踏まえ、必要に応じて一定量の県単独事業を確保するなど、機動的かつ弾力的な対応に努めます。 ◎ 国直轄事業負担金に係る国への要望 ■ 国の直轄事業負担金の制度改革の着実な推進や地方への配慮について、確実に進めるよう国に要望します。（通年） ◎ 「設計 VE」の推進 ■ 設計 VE の実施手法について、平成 23 年度に引き続き検討を行い、課題を整理し、方針を定めたうえで、対象業務を選定し、設計 VE を実施します。（4月～） 設計VE (Value Engineering) 「気づきにくい改善余地を効率的に見つけ、改善する技術」で、6～8 人のワークショップ形式で設計の最適化を検討すること。コスト削減のほか、参加者の意識改革の効果がある。 ◎ 「長寿命化施策」の推進 長寿命化施策 既存施設の延命化とライフサイク	■ 当初予算においては、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から、投資事業の重点化を図りました。 ・投資事業（当初）865 億円 （前年度比 △ 6 億円） ■ 公共事業については、農林関係国庫補助事業の増や、県内経済情勢等を踏まえた県単独公共事業の増等により、当初予算において前年度比＋ 4.2 % の事業量を確保しました。 ・公共事業（当初）588 億円 （前年度比 ＋ 24 億円） ■ 国の直轄事業負担金の制度改革の確実な推進と併せ、社会資本整備の着実な実施への配慮について、全国知事会を通じて国に要望しました。 うち、維持管理費負担金については平成 23 年度から廃止されています。（通年） ■ 設計 VE の実施においては、資料整理、ワークショップの開催、結果の整理など担当職員の負担が大きいことから、打合せに担当外の職員が任意に参加できるように形式で設計の最適化・コスト削減等の検討を行い、簡略化した設計 VE を実施しました。 また、設計 VE に関する研修を実施し、設計 VE 技法の習得を図りました。（通年）	■ 25 年度においては、中核的な医療機関や老人福祉施設の整備、国と歩調を合わせた経済対策に伴う公共事業の増等により、肉付け予算となる 6 月補正後の実質的な投資事業費を、昨年度と比べて増額します。 ■ 公共事業については、国の予算措置状況や県内経済情勢等を踏まえ、防災・減災対策や施設の長寿命化・維持修繕等を前倒しで実施するなど、必要な事業量の確保に努めます。 ■ 国の直轄事業負担金の制度改革の確実な推進と併せ、社会資本整備の着実な実施への配慮について、知事会を通じて国に要望します。（通年） ■ 簡略化した設計 VE を含め、25 年度においても引き続き設計 VE を実施し、設計の最適化・コスト削減等の検討を行います。（通年）

ルコストの低減を図るため、橋梁や舗装等の維持修繕を計画的かつ効果的に実施する。		
■ 平成 24 年度は、5 処理区（臨海処理区、大曲処理区、横手処理区、大館処理区、鹿角処理区）について、施設の状況調査の結果を踏まえ、長寿命化計画を策定します。（通年）	■ 流域下水道施設について、24 年度は臨海処理区の施設状況調査を行い、これにより 5 処理区全ての施設状況調査が完了しました。この結果を踏まえて流域下水道施設の長寿命化計画の策定を完了しました。（3 月）	■ < 24 年度に実施済 >
■ 河川 5 施設について、計画的な修繕・改築・設備更新等を行うため、引き続き順次、施設の状況調査を実施します。（通年） なお、前年度の調査結果に基づき、必要な補修等の対策を行う予定です。	■ 樋門・樋管施設について、長寿命化計画策定に向け施設点検を 24 年度から実施しています。 また、砂防ダム、急傾斜防止施設、地すべり施設、ダムの 4 施設については、昨年度に引き続き、優先順位の高いものから施設点検を実施しました。（通年）	■ 樋門・樋管施設については、長寿命化計画策定に向け、24 年度に引き続き施設点検を実施します。（通年） また、砂防ダム、急傾斜防止施設、地すべり施設、ダムの 4 施設については、昨年度に引き続き、優先順位の高いものから施設点検を実施する予定です。この点検結果に基づき、翌年度に必要な補修等の対策を行う予定です。（通年）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■投資事業費（当初予算）	億円	目 標	1,139	999	954	902	893
		実 績	(21 年度)	999	871	865	
		評 価		A	A	A	

3 24 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】	
—	

(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減

一連番号

40

所管課

財政課

財産活用課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 経常的経費の縮減 ■ 裁量的な経常経費については、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則 5 %縮減を予算調整基準として設定し、既存事業の見直しにより 5 億円の縮減を図ります。 ◎ エネルギー使用量の適正化 ■ 全施設の 23 年度エネルギー使用状況の実績値を調査します。（5 月） ■ 省エネ法特定事業者としての「定期報告書」及び「中長期計画書」を見直します。（7 月） ■ 省エネルギーのための運用管理マニュアルである建築用途別管理標準を周知します。（6 月） ■ 単位面積あたりのエネルギー量の比較により、優先度の高い施設から省エネ改修を実施します。（2 月） ◎ エスコ事業の導入 エスコ事業 EnergyServiceCompany の略称。 既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して省エネルギー改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減分が全て県の利益となる事業。 ■ 秋田ふるさと村・県立近代美術館のエスコ事業の省エネ	■ 裁量的な経常経費については、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則 5 %縮減を予算調整基準として設定し、既存事業の見直しにより 6 億円の縮減を図りました。 ■ 23 年度全県有施設のエネルギー使用状況調査を実施し、省エネ法による定期報告の基礎データとして整理しました。（5 月） ■ 省エネ法特定事業者としての平成 23 年度分の定期報告内容より、中長期計画を見直しました。（7 月） ■ 東日本大震災に伴い使用電力が抑制されたため、23 年度のデータの利用が不可能であることから建築用途による標準設定を取り止めました。 ■ 庁舎を中心に照明の LED 化及び健康環境センターの空調ポンプインバーター制御を導入することとしました。（2 月） < 23 年度実施済 >	■ 裁量的な経常経費については、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則 5 %縮減を予算調整基準として設定し、既存事業の見直しにより 4 億円の縮減を図ります。 ■ 24 年度全県有施設のエネルギー使用状況の実績値を調査し、ベンチマーキングすることで過大なエネルギー使用施設を抽出し、最適な省エネルギー方策を行います。（5 月） ■ 省エネ法特定事業者としての「定期報告書」より年 1 %以上の省エネ率を達成するために必要な省エネ改修の「中長期計画」について、継続的に見直します。（7 月） ■ 24 年度データを活用し、建築用途別管理標準を設定、周知します。（7 月） ■ 冷房期間前に総合食品センターほか約 20 施設に LED 照明の導入に努め、電気料金負担の軽減を図ります。（4 月～6 月） < 23 年度実施済 >

ルギーサービスを実施します。 ■ 県立総合プールエスコ事業の省エネルギーサービスを実施します。(4月～) ■ エネルギー使用状況を勘案し、事業成立性の高い1施設について提案公募を行い、優秀交渉権者を決定します。(9月～1月) ◎ 省エネ機器への更新 ■ 地域振興局庁舎等へデマンド監視装置を整備するほか、LED照明を健康環境センター等に導入します。(6月)	■ 包括的省エネルギーサービスを開始しました。(4月～) ■ 秋田県庁第二庁舎を対象にエスコ事業の提案公募を行い、優先交渉権者を決定しました。(10月～12月) ■ 地域振興局等へデマンド監視装置を整備し、電気使用の「見える化」と基本料金の抑制に努めました。(6月) 健康環境センターやスポーツ科学センター等へLED照明を導入しました。(6月)	< 24年度実施済 > ■ 秋田県庁第二庁舎エスコ事業の補助金交付が決定された後に本契約を締結、省エネルギー改修工事を行います。(8月～1月) ■ エネルギー使用状況を勘案し、事業成立性の高い1施設について提案公募を行い、優秀交渉権者を決定します。(9月～1月) ■ 庁舎等の執務室照明のLED化やエスコ事業によるヒートポンプやインバーターの導入等により、知事部局において、原油換算340キロリットル以上の省エネルギー対策を行います。(4月～1月)
---	--	--

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■経常的経費の削減額 (一般財源ベース)	億円	目 標	△ 12 (21年度)	△ 10 (△ 10)	△ 5 (△ 15)	△ 5 (△ 20)	△ 5 (△ 25)
		実 績		△ 10 (△ 10)	△ 8 (△ 18)	△ 6 (△ 24)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■県有建築物のエネルギー使用量	%	目 標	100.0 (20年度)	98.0	97.0	96.0	95.0
		実 績		98.6	88.7	92.7	
		評 価		C	A	A	

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】	
—	

(5) 県債発行額の抑制（臨時財政対策債を除く）によるプライマリーバランスの黒字確保

一連番号

4 1

所 管 課

財政課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）

24年度実績（取組結果）

25年度実施計画

◎ 県債発行総額の抑制

■ 県内経済雇用情勢を踏まえた県単公共事業の増等に伴い、当初予算における臨時財政対策債（以下「臨財債」という。）を除いた一般会計債等の発行額は、前年度と比べて増加となるものの、償還の増により一般会計債等の残高を減少させます。

■ 当初予算ベースにおける県債の発行等については、計画どおり実施しました。

なお、決算ベースにおける一般会計債等の発行額は、国の経済対策等の実施により、当初予算と比べて78億円増加したものの、その残高は前年度比で274億円減少しております。

【当初予算ベース】（単位：億円）
（県債発行額）

	一般会計債等	県債発行額計 （臨財債含む）
H23	326	745
H24	374	783
増減	48	38

【決算ベース】（単位：億円）
（県債発行額）

	一般会計債等	県債発行額計 （臨財債含む）
H23	412	855
H24	452	863
増減	40	8

（年度末県債残高）

	一般会計債等	全 体 （臨財債含む）
H23	9,294	12,798
H24	9,020	12,845
増減	△ 274	47

■ 中核的な医療機関や老人福祉施設の整備、経済対策に伴う公共事業の実施など、県債発行の増要素があるものの、国の「地域の元気臨時交付金」等の活用により、肉付け予算を含めた6月補正後の一般会計債の発行額を、前年度当初予算以下に抑制します。

◎ プライマリーバランスの黒字確保

■ 県債発行の抑制により、臨時財政対策債を除いた、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を確保します。

■ 県債発行の抑制により、臨時財政対策債を除いた、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を確保しました。

なお、臨財債を含めた場合は赤字となります。

※ 24年度決算

・ 臨財債を除いた場合のプライマリーバランス 274億円

■ 県債発行の抑制により、臨時財政対策債を除いた、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を確保します。

	(公債費(元金償還額)726 億円 ー県債発行額 452 億円) ・臨財債を含めた場合のプライマリーバランス△ 47 億円 (公債費(元金償還額)816 億円 ー県債発行額 863 億円)	
--	--	--

2 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 県内経済雇用情勢を踏まえた県単公共事業の増等に伴い、前年度と比べて県債発行額が増加しているものの、臨時財政対策債を除いた決算ベースでのプライマリーバランスが黒字を確保していることからA評価としました。	

3 歳入の確保

(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上

一連番号

42

所 管 課

税務課

税務課徴収特別対策室

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 秋田県地方税滞納整理機構の設立 ＜22年度実施済＞ ◎ 収入確保対策の強化 ■ 機構と市町村とで引継事案（一次引継分）について協議し、滞納整理（主として滞納処分）を行います。（4月～） ■ 23年度決算における新たな滞納事案について、機構が市町村から引継（二次引継分）を受け本格的な滞納整理を行います。（7月～） ■ 運営委員会を開催し23年度の状況報告及び24年度体制について協議します。（4月） また、設置期間の最終年度に当たるため存続の可否について検討します。（9月） ■ 口座振替納税については、市町村広報紙等への掲載、納税通知書（個人事業税）への申込書同封、街頭での広報を行います。 また、自動車税納税通知書にコンビニ納税のチラシを同封し、利用拡大を図ります。（通年） ■ 滞納件数の多い自動車税について、債権を中心とした差押を早期に実施するほか、動産等の差押財産については、インターネット公売を積極的に活用します。（9月上旬～）	＜22年度実施済＞ ■ 機構と市町村とで引継事案（一次引継分）について協議し、滞納整理（主として滞納処分）を行いました。（4月～） ■ 23年度決算における新たな滞納事案について、機構が市町村から引継（二次引継分）を受け本格的な滞納整理を行いました。（7月～） 24年度（一次、二次引継等） 引継総件数 1,184 件 引継総金額 1,271 百万円 ■ 運営委員会を開催し23年度の状況報告及び24年度体制について協議しました。（4月） 機構の存続について検討部会を設置し検討しました。（6～8月） その結果、今後5年延長することとしました。（10月） ■ 口座振替納税については、納税通知書（個人事業税）への申込書同封（7月）、街頭での広報（11月）を行いました。 また、自動車税納税通知書にコンビニ納税のチラシを同封し（6月）、利用拡大を図りました。 ■ 滞納件数の多い自動車税について、債権を中心とした差押を早期に実施したほか、動産等の差押財産については、インターネット公売を行いました。（9月～）	＜22年度実施済＞ ■ 機構と市町村とで処理依頼事案（一次処理依頼分）について協議し、滞納整理（主として滞納処分）を行います。（4月～） ■ 24年度決算における新たな滞納事案について、機構が市町村から処理依頼（二次処理依頼分）を受け本格的な滞納整理を行います。（7月～） ■ 運営委員会を開催し24年度の状況報告及び25年度体制について協議します。（4月） ■ 口座振替納税については、市町村広報紙等への掲載、納税通知書（個人事業税）への申込書同封、街頭での広報を行います。 また、自動車税納税通知書にコンビニ納税のチラシを同封し、利用拡大を図ります。（通年） ■ 滞納件数の多い自動車税について、債権を中心とした差押を早期に実施するほか、動産等の差押財産については、インターネット公売を積極的に活用します。（9月上旬～）

		■ 26 年度から全市町村が一斉に実施する給与所得者に係る個人住民税の特別徴収について広報等を実施します。(通年)
--	--	--

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ 県税収入率（現年度分）	%	目 標	99.07 (20 年度)	99.09	99.10	99.11	99.12
		実 績		99.12	99.19	99.27	
		評 価		A	A	A	

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ 県税収入率（滞納繰越分）	%	目 標	19.84 (20 年度)	19.86	19.87	19.88	19.89
		実 績		18.08	18.37	20.65	
		評 価		D	D	A	

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果が A 又は B の場合を除く。）】 —	

(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進

一連番号

43

所 管 課

会計課

財産活用課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 税外未収金の回収強化 ■ 債務者の現状を把握の上で、債権の性質、債権分類を踏まえて平成24年度の未収金整理計画書を作成します。また、未収金整理計画書を基に、税外未収金を把握し、債務者ごとの回収対策を検討します。（7月～9月） ■ 10月と11月を債権回収強化月間とし、文書、電話又は訪問による催告、必要により法的措置などの対策を集中的に実施し、税外未収金の回収に努めます。（10月～11月） ◎ 未利用資産の処分の推進 ■ 未利用となった県有資産について測量・不動産鑑定等を適宜実施し、準備が整い次第、一般競争入札による売却を図ります。（新規売却予定件数14件） ■ 県のウェブサイト売却物件の情報を掲載するほか、売却物件のチラシを作成し、市町村、不動産業界団体、コンビニ・スーパー等への配布、新聞への折り込みにより積極的な周知を図ります。 ◎ インターネットオークションの推進 ■ インターネット公有財産売却を実施し、広く県外からの購入希望者も募ります。（随時） ◎ 民間事業者との連携強化 ■ 宅地建物取引業協会及び不動産協会のノウハウと情報網を活用した紹介業務を推進します。（通年）	■ 債務者の現状を把握の上で、未収金整理計画書を作成し、未収金の収納に努めました。また、未収金整理計画書を基に、債務者ごとの回収対策を検討の上、実施しました。（7月～9月） ■ 10月と11月を債権回収強化月間とし、文書、電話又は訪問による催告、財産の調査などを集中的に実施しました。この期間で46,458千円を回収しました。（10月～11月） ■ 未利用県有資産の売却に係る一般競争入札を22件（うち新規売却13件）実施し、7件（うち新規5件）を売却しました。 ■ 県のウェブサイト売却物件の情報を掲載しました。（4月～）また、売却物件チラシを作成し、新聞折り込みを行うとともに、市町村、不動産業界団体、コンビニ・スーパー等関係各所に配布しました。（10月） ■ 不用自動車売却に係るインターネットによる一般競争入札を1件実施し売却しました。（3月） ■ 宅地建物取引業協会及び不動産協会による紹介制度を継続中です。（4月～）	■ 各債務者の現状を把握し、債権の性質・分類を踏まえて平成25年度の未収金整理計画書を作成します。また、それを基に、各債権の個別の回収対策、必要により整理を検討します。（7月～9月） ■ 10月と11月を債権回収強化月間とし、文書、電話又は訪問による催告、必要により法的措置などの対策を集中的に実施し、回収に努めます。（10月～11月） ■ 未利用となった県有資産について測量・不動産鑑定等を適宜実施し、準備が整い次第、一般競争入札による売却を図ります。（25年度新規売却予定件数34件） ■ 県のウェブサイト売却物件の情報を掲載するほか、売却物件のチラシを作成し、市町村、不動産業界団体、コンビニ・スーパー等への配布、新聞への折り込みにより積極的な周知を図ります。（通年） ■ インターネット公有財産売却を実施し、広く県外からの購入希望者も募ります。（通年） ■ 宅地建物取引業協会及び不動産協会のノウハウと情報網を活用した紹介業務を推進します。（通年）

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■税外未収金の回収額	百万 円	目 標	87 (20 年度)	90 (90)	90 (180)	90 (270)	90 (360)
		実 績		170 (170)	137 (307)	113 (420)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■県有資産の売却額	百万 円	目 標	304 (21 年度)	150 (150)	100 (250)	100 (350)	100 (450)
		実 績		298 (298)	235 (533)	322 (855)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	A
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等

一連番号

4 4

所 管 課

財政課

財産活用課

総務課

総合政策課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 使用料等の額の見直し、新たな使用料等の導入 ■ 新たに港湾施設使用料等について定めるほか、受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料・手数料の見直しを行います。（通年） ◎ 目的外使用料の減免率の見直し ＜22年度実施済＞ 目的外使用の範囲を拡大するため、財務規則の関係条項を限定列举方式から例示方式に改正し、22年4月から新基準を適用。 減免率の引下げについては、食堂等の厚生施設設置者の撤退が危惧され、県民サービスの低下を招くおそれもあることなどから、当分の間は現行の減免基準を継続。 ◎ 公募による長期貸付方式の試行及び導入 ■ 公募による長期貸付が可能な自動販売機 14 台について、公募制に移行します。（4 月） ＜設置場所等＞ - 警察本部本庁舎 (4 台) - 秋田港湾事務所 2 施設 (5 台) - 農業研修センター (5 台) ◎ 印刷物、ホームページ及び県有建築物の活用による企業広告の募集 ■ 県が作成する印刷物への広告と「美の国あきたネット」のバナー広告及び県有施設の壁面等への広告の掲載を実施します。併せて、新規の広告導入を目指します。（通年）	■ 受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料・手数料の見直しを行いました。（通年） - 新たに設定したもの 3 件（港湾施設使用料など） - 改正したもの 9 件（自動車運転免許手数料など） ＜22年度実施済＞ ■ 県有施設に自動販売機を設置する事業者を公募し、14 台の自動販売機について、長期貸付方式を導入しました。（4 月） ＜設置場所等＞ - 警察本部本庁舎、第2庁舎 (4 台) - 秋田港湾事務所 2 施設 (5 台) - 農業研修センター (5 台) ■ 次の媒体を活用し、広告事業を実施しました。（通年） - 県広報紙「あきたびじょん」 「美の国あきたネット」 - 県立野球場（こまちスタジアム） - 自動車税納税通知書用封筒	■ 受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料・手数料の見直しを行います。（通年） ＜22年度実施済＞ ■ 公募による長期貸付が可能な自動販売機 15 台について、公募制に移行します。（4 月） ＜設置場所等＞ - 運転免許センター (6 台) - 秋田交通機動隊、航空隊 (2 台) - 秋田臨港警察署、秋田中央警察書、湯沢警察署 (7 台) ■ 引き続き、県広報紙等の媒体を活用した広告事業に取り組みます。 また、新規広告媒体の導入についても検討します。（通年）

■ ネーミングライツの実現可能性について、引き続き、検討を行います。 (通年)	・本庁舎エレベーターホール壁面等 上記のほか、24年度は、体験ガイドブック(1件)を広告媒体として活用しましたが、全体では、広告枠数の減少や広告枠の未充足等により、広告事業収入は前年度を下回りました。	
◎ ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけ ■ 市町村、県外事務所等と連携するとともに、県人会、イベント等の機会を活用して、県外在住者に対する広報を随時実施します。(通年)	■ 他都道府県の取組状況等について、情報収集を行いました。 (通年) なお、次のような理由から、ネーミングライツの売却に向けた取組を行うに至りませんでした。 ・景気の低迷が長期化していること ・既に施設の愛称が定着していること(GAO等) ・施設のメディアへの露出度不足していること など	■ ネーミングライツの実現可能性について、引き続き、検討を行います。(通年)
■ 新規の寄附者を増加させるための、ターゲットを絞ったPR活動を推進します。(通年)	■ 秋田空港に年間を通じてパンフレットを配置するとともに、県外からの帰省客が多いお盆、正月の時期には秋田駅にもパンフレットを配置するなどして広報活動を実施しました。その結果、前年度に比べ1件少ないものの、金額では約1.6倍の2,367千円のふるさと納税がありました。(通年) ■ 新たに県関連施設にパンフレットを設置したり、県人会開催の折には直接パンフレットを送るなどして、PR活動を実施しました。(通年)	■ パンフレットの内容を見直し、魅力的なインセンティブを織り込み、ふるさと寄附金のPRを進めます。 また、市町村、県外事務所等と連携し、県人会やイベント等の機会を活用して、県外在住者に対する広報を随時実施します。(通年) ■ 新規の寄附者を増加させるため、帰省客をターゲットとして空港、駅へのパンフレット配置を拡大します。(通年)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■使用料等の見直し件数	件	目 標	24 (21年度)	20 (20)	20 (40)	20 (60)	20 (80)
		実 績		17 (17)	22 (39)	12 (51)	
		評 価		B	B	B	

※ 累計評価。かつこ書きは累計値。

指 標 名	単位		基準値 (年度)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
■ 広告事業による収入総額	万円	目 標	2,348 (20 年度)	2,500 (2,500)	2,600 (5,100)	2,700 (7,800)	2,800 (10,600)
		実 績		2,436 (2,436)	1,879 (4,315)	1,322 (5,637)	
		評 価		B	B	C	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 2 4 年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	C
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 24 年度実施計画は予定どおり実施しましたが、広告事業収入について、県広報紙の隔月発行（23 年度から）に伴う広告枠数の減少や広告枠の未充足等により、収入は 2 年連続の減少となり、24 年度までの累計実績は、目標の 7 割にとどまりました。 広告事業収入の増加に向け、既存媒体の広告枠の充足、同種広告媒体への導入拡大等に取り組みます。	

(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用

一連番号

45

所 管 課

総合政策課

財政課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 地方交付税の総額確保の要望 ■ 国と地方の税財源の配分のあり方を見直すなど地方交付税の総額確保を図り、地方財政基盤が充実強化されるよう、全国知事会等を通じて国に要望します。（通年） ◎ 基金取り崩し・使途拡大の検討・実施、基金の整理・統合 ■ 全ての基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理し、可能なものから財源として活用を図ります。	■ 国と地方の税源配分の是正や地方交付税の総額確保などによる地方の財政基盤の充実強化について、県単独のほか、全国知事会等を通じて国に要望しました。（通年） 地方財政計画においては例年財源不足額が生じており、法定率の見直しも19年度以降行われていません。 ■ 全ての基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理し、可能なものから財源として活用を行いました。 ・特定目的基金の活用（財源対策分）291百万円	■ 地方交付税の総額確保など、地方財政基盤の充実強化について、国に要望します。（通年） ■ 全ての基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理し、可能なものから財源として活用を図ります。

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■基金の取り崩し・使途拡大の金額	億円	目 標	6 (21年度)	4 (4)	4 (8)	4 (12)	4 (16)
		実 績		4 (4)	5 (9)	3 (12)	
		評 価		A	A	A	

※ 累計評価。かっこ書きは累計値。

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果

A

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

—

4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

一連番号

46

所 管 課

総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 「第3次第三セクター整理合理化指針」の実施 ■ < 23年度で終了 > 第3次指針（20～22年度）の3年間を通して目標を達成したのは23法人中18法人で、未達成が5法人。 未達成の法人については、新たな取組である「行動計画」の中で、引き続き改善に取り組む。 ◎ 新たな整理合理化指針の策定及び実施 ■ 「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」に基づき、24年度の計画に掲げた取組を推進します。（通年） ■ 計画の実効性を高めるため、引き続き、経営評価を活用した改善指導と状況変化に応じた計画の見直しを行い、その結果を公表します。（10月～3月）	■ < 23年度で終了 > ■ 法人の運営状況の把握に努めるとともに現状分析を行い、24年度の目標達成に向けて法人に対して助言指導を行いました。 その結果、29法人が年度目標を達成しましたが、6法人は目標を達成できませんでした。なお、1法人が調査中となっています。（随時） ■ 公認会計士による経営評価における指摘事項に対する各法人の措置状況をを確認し、25年度行動計画を見直しました。（11月～2月） また、24年度行動計画の達成見込み及び25年度計画の見直し等について、2月議会で説明しました。（2月）	■ < 23年度で終了 > ■ 「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」に基づき、25年度の計画に掲げた取組を推進します。（通年） ■ 計画の実効性を高めるため、引き続き、経営評価を活用した改善指導と状況変化に応じた計画の見直しを行い、その結果を公表します。（10月～3月）

2 数値目標及び実績

※22年度は「第三セクター整理合理化指針目標達成累計数」

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」目標達成数	法人	目 標	5	23	36	36	36
		実 績	(20年度)	18	31	29 (見込み)	
		評 価		C	B	B	

(8月確定予定)

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	B
【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】 —	

(2) 経営評価の実施と経営健全化

一連番号

47

所 管 課

総務課

1 24年度実施計画（概要）、24年度実績（取組結果）及び25年度実施計画

24年度実施計画（概要）	24年度実績（取組結果）	25年度実施計画
◎ 「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針」の改訂 ＜22年度に改訂済み＞ 公益法人制度改革や新たな国の指導方針の内容を踏まえ、県関与のあり方の再検討を含めて、時代に即した運営を目指したものに改訂。 (23年3月) ◎ 経営評価及び経営指導の実施 ■ 公認会計士による経営評価を実施し、その内容に基づいて「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」を作成し、県のウェブサイト上にて公開します。 (6月～10月) ■ 経営評価の指摘事項を受けて、調査を実施し、改善を要する取組について「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」の見直しに反映させます。 (10月～2月) ■ 引き続き、経営評価及び行動計画の取組を通して、所管法人が抱える課題等の把握に努め、第三セクターの経営の健全化に向け指導監督を行います。 (通年)	＜22年度に改訂済み＞ ■ 公認会計士による経営評価の結果等を「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」として取りまとめ、県のウェブサイト上にて公表しました。 (6月～10月) ・各第三セクターの経営状況に係る書類・資料の提出(6月) ・公認会計士による書類審査・ヒアリング(8月) ・秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表の公表(9月) ■ 経営評価における指摘事項を受け、その措置状況について調査・取りまとめを行い、25年度行動計画の見直しに活用しました。(11月～2月) ■ 経営評価の指摘事項や行動計画の取組を通して、所管法人が抱える課題等の把握に努め、必要に応じた指導監督、助言等を行いました。(随時) ・新公益法人制度への対応等	＜22年度に改訂済み＞ ■ 公認会計士による経営評価を実施し、その内容に基づいて「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」を作成し、県のウェブサイト上にて公開します。 (6月～10月) ■ 経営評価の指摘事項を受けて、調査を実施し、改善を要する取組について「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」の見直しに反映させます。 (10月～2月) ■ 引き続き、経営評価及び行動計画の取組を通して、所管法人が抱える課題等の把握に努め、第三セクターの経営の健全化に向け指導監督を行います。 (通年)

2 数値目標及び実績

指 標 名	単位		基準値 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■赤字法人数	法人	目 標	13	12	11	10	9
		実 績	(20年度)	14	16	12	
		評 価		D	D	D	

3 24年度実績の評価結果及びその理由等

評価結果	D
------	---

【理由等（数値目標がある項目で、評価結果がA又はBの場合を除く。）】

厳しい経済状況の中、新規収入確保や会員数増加を図ることができず、単年度赤字が続く法人も多く、目標には達しませんでした。さらなる経費削減や補助事業の増加等により 7 法人が黒字に転換し、赤字法人数は前年度より 4 法人減少しました。